

第7回 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会

日時：令和5年8月31日（木）

午前9時30分から

場所：小田原市役所7階 大会議室

開会

あいさつ

議事進行

1 第6回推進委員会について

【報告事項】

(1) 意見・質問等に対する回答及び市の考え方について…………… 資料1、別紙①②

2 おだわら高齢者福祉介護計画について

【協議事項】

(1) 第9期おだわら高齢者福祉介護計画策定に向けて…………… 資料2～4

(国の基本指針等)

(2) 意見交換 テーマ①「指標・目標の設定について」…………… 資料5

3 事業所等指定について

【協議事項】

(1) 介護保険事業所の新規指定等について…………… 資料6

4 その他

※ 第8回会議は、11/2（木）午前（会場未定）に開催予定…………… 資料7

【資料一覧】

資料1 第6回推進委員会の案件に関する意見・質問に対する回答及び市の考え方

資料2 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針のポイント（国）

資料3 第9期計画において記載を充実する事項（国）

資料4 第9期おだわら高齢者福祉介護計画策定に向けて【当日配付】

資料5 第9期おだわら高齢者福祉介護計画に向けた指標・目標について

資料6 介護保険事業所の新規指定等について

資料7 第9期おだわら高齢者福祉介護計画・推進委員会スケジュールについて

第6回 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会の案件に関する意見・質問に対する回答及び市の考え方

【報告事項】 2 おだわら高齢者福祉介護計画について

No.	(1) 第8期おだわら高齢者福祉介護計画の進捗状況	回答	カテゴリー
1	資料3、7ページに、介護予防小規模多機能型居宅介護について、利用量が下がった要因等で「サービスの性質上、要支援認定者の利用は少なく…」とありますが、小規模多機能型居宅介護のサービスはむしろ、要支援認定者から長く利用することが望ましいサービスであります。地域包括支援センターを含め、小規模多機能型居宅介護の理解、啓発が必要と感じました。限度額を超える利用者さんが使うだけのサービスではありません。	承知しました。 関係職員にご意見を共有します。	サービス利用
2	相談内容・権利擁護の件数が少し減少した等の報告はあったが、各委員の意見も聞いてもらいたかった。対策を討議することが委員会を持つことの意義であると思う。	第6回会議は、事務局の説明時間が長くなり、全体的に十分な御議論いただく時間が割愛されてしまい申し訳ありませんでした。次回に向けて改善したいと考えています。	意見交換
3	事業を沢山展開しているが、必要ではない事業（参加者の少ない事業）は精査して、予算の見直しをすることが必要であると思う。	市では、総合計画に基づく具体的な取組である実施計画事業を対象に、事務事業評価を実施しています。行政活動の実効性や効率性を高めていくことを目的として、行政活動全般を多角的な視点で評価し、必要に応じて施策・事業の改善や統廃合に繋げていく一連の作業を行っていますので、効果の少ない事業は廃止される場合もあります。	事業の見直し
4	6か所の地域包括支援センターの圏域で認知症カフェが運営されており、令和5年度新規立上げの認知症カフェが1か所あるとのことですが、今後、市内12か所の包括支援センター圏域まで増やす予定はありますか。 また、認知症カフェがあるということを知らない人が多いのではないかと思います。認知症患者は今後どんどん増えてくると考えられます。認知症カフェで行われることや、メリット等の情報発信をし、より多くの人に存在を知ってもらい参加してもらえようような取り組みが必要ではないかと思います。	・認知症カフェは、認知症の方やその家族にとって身近な居場所となると共に、地域住民にとっても認知症に対する知識や理解を身近な場面で深めることができる活動ですので、日常生活圏域ごとに開設されることを目指して引き続き進めていく予定です。 活動の周知につきましては、主催団体や地域包括支援センターによる個別の声掛けのほか、チラシの窓口配架やホームページ・動画配信による情報発信、認知症サポーター養成講座や認知症の方の介護者が集まる家族会等の機会を通じて案内しておりますが、より幅広い層に知っていただけるよう、工夫してまいります。 また、会場への移動手段につきましても、状況に応じて、主催団体等と協議します。	認知症カフェの情報発信
5	同居している人がいない世帯や高齢者世帯の移動手段も検討する必要があると思います。	現在策定中の「地域公共交通計画」に市によるバス路線維持のための運行経費の一部補助や空白時間帯の補完、地域が取り組むボランティア輸送、福祉タクシー助成など、多様な移動手段の確保について位置付けていく予定です。 運転免許を保有しない高齢者に対する移動支援について地域限定の実証事業を検討中ですので、交通環境づくりとの整合を図りながら、第9期計画に位置付けていきたいと考えています。	移動支援
6	①基本方針1の数値目標があればお示してください。	基本方針1全体にかかる数値目標はありません。第8期計画上の一部の事業について市が実施している事務事業評価では、事務事業ごとに指標目標を立て、達成割合を報告しています。【別紙①】	数値目標
7	②基本方針1に対して、各事業が何を狙っているのかの目的、それぞれどのような効果があったかをお示ください。	事務事業評価の対象となっている事業については、事業目的や効果性を記載している項目があります。【別紙①】	事業の目的と効果
8	③基本方針1がどこまで獲得されたのかの効果判定をお示ください。	「高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進」の達成度を数値化したものはありませんが、事務事業ごとの達成割合については【別紙①】をご参照ください。	効果測定

9	基本方針2「高齢者の介護予防と健康づくりの推進」について ④数値目標をお示してください。	基本方針2全体にかかる数値目標はありません。第8期計画上の一部の事業について市が実施している事務事業評価では、事務事業ごとに指標目標を立て、達成割合を報告しています。【別紙①】	数値目標
10	⑤各事業が何を狙っているのかの目的、それぞれどのような効果があったかをお示してください。	事務事業評価の対象となっている事業については、事業目的や効果性を記載している項目があります。【別紙①】	事業の目的と効果
11	⑥基本方針2がどこまで獲得されたのかの効果判定をお示してください。	「高齢者の介護予防と健康づくりの推進」の達成度を数値化したものはありませんが、事務事業ごとの達成割合については【別紙①】をご参照ください。	効果測定
12	⑦似たような事業がありますが、事業間の意味合いや関係性、段階などお示してください。	施策1 国が定める地域支援事業実施要綱により、事業の体系として、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業（高齢者筋力向上トレーニング事業、高齢者栄養改善事業、認知症予防事業、介護予防普及啓発事業、生きがいふれあいフェスティバル開催事業、高齢者体操教室開催事業）、地域介護予防活動支援事業（いきいき健康事業、地域介護予防活動支援事業、ふれあい担い手発掘事業）、地域リハビリテーション活動支援事業に分類されます。各介護予防事業の段階については、【別紙②】のとおりです。	事業間の関係性
13	⑧「脳血管疾患予防プロジェクト事業」にて、「健幸ポイント事業」「弁当の販売」とありますが、 それぞれの数字を教えてください。	「健幸ポイント事業」 3,490名（令和5年3月31日時点） 「弁当の販売」 65,590個（令和4年度集計 令和5年3月31日まで）	実績
14	⑨施策4、4地域の介護予防・生活支援サービスの情報提供について、令和4年度の振り返り、および令和5年度の取組を 具体的 にお示してください。	○第2層コーディネーター（市社協）が行う定例会への第1層コーディネーター（市）の積極的な出席による情報共有と活用に努めました。 ○市・社協・事業者がオンライン上で情報を共有することができるシステムの導入に向けて、重層的支援体制整備事業への移行も見据えた庁内調整を行いました。	具体的な取組
15	基本方針2について ・施策1では事業者が12と数が多い。基本方針2を叶えるための事業として整理整頓してはいかがでしょうか。 ・数が多く、職員への負担が大きくなっているように感じます。事業を遂行することが目的化してしまうことにもなりますので次の計画では目的をもって、効果を得られるような事業体制にしていこうと今回検討が必要と考えます。	第9期計画への提案として素案策定の参考とさせていただきます。	事業の整理
16	・全体的に 事業を行うことを目的にしている 印象を受けます。「令和5年度の取組」の欄にある内容も各基本方針に対して効果を上げていく内容になっていないため、これでは事業を行ったことでの効果判定が見えてきません。	第9期計画への提案として素案策定の参考とさせていただきます。	事業の整理
17	・基本方針2の各事業は「 見込 」よりも「 目標値 」の設定を行い、それをクリアするかどうかの判定にしていかがでしょうか。	第9期計画への提案として素案策定の参考とさせていただき、推進委員会でご議論いただきたいと考えています。	目標設定
18	・基本方針2、施策1、11 地域リハビリテーション活動支援事業 については、介護給付費の抑制のため、既存の活動以外にも各地域包括支援センターへの対応を増やし、新規認定者数の軽減、重症化防止の指導を行うようにすると基本方針2に叶う結果が獲得できると考えます。ケア会議等でもリハビリ専門職からの意見も多く出ていますが、 地域包括支援センターにて直接活動が出来れば、実践面での対応が可能 となります。	後述のとおり、地域包括支援センターにおけるリハビリ専門職との連携強化を進めてまいりたいと考えておりますので、当該事業における位置づけも含め、検討させていただきたいと存じます。	個別事業の内容
19	・ 特定検診の受診率、特定保健指導の終了率など数値を上げるための事業 を定めていくことが必要と考えます。過去の委員会でも意見が出ていますが、 未だに具体的な活動が設定されていません 。もっと議論し、狙った数値の獲得に動くことを強く望みます。	令和2年度から年度末で40歳になるものに対し、自己負担金の免除を開始。電話や通知による受診勧奨後に受診率が増加することから勧奨のタイミングや方法について再検討しつつ、継続していく。また、特定集団健診においては、結果説明会と特定保健指導を同時に実施することにより利用率が向上したため、引き続き実施する。	目標設定

20	<p>・基本方針4、施策2 ケア会議の開催に対して、地域包括支援センターの意識を統一することが必要と考えます。本会議に向けて事例の作成が負担であるとも聞きますし、会議の中で出たアドバイスについてもどこまで実践につながっているかは不明です。事例についてディスカッションが出来る進行が必要であり、上意下達の体を成しているようにも感じるので、本来の目的に沿った進行および事前の意思統一が必要と考えます。また会議の場で抽出された「地域課題」についても本委員会でも開示していただき、計画策定の参考にはいかがでしょうか。</p>	<p>今回委員がご指摘のケア会議は、地域ケア会議のうち自立支援ケア会議の件と拝察します。同会議の運営のあり方につきましては、皆様からいただいた御意見を踏まえ、事務負担の軽減を図りながらより議論を深められるような形に改善できるよう検討してまいります。「地域課題」につきましては、昨年12月の会議における報告資料の中で各団体のアドバイザーの皆様にお示しさせていただいておりますが、改めて推進委員会においてご提供させていただくことも可能です。</p>	包括支援センター
21	<p>・基本方針4、施策4、1認知症サポーター養成講座について、養成者が増加しており、住民への啓発活動としての役割は大きいと感じています。その上で、認知症サポーターの活動や組織化などへ進めることが出来れば、より実践的な役割を担う存在になると考えます。1度養成講座を受ければそれで終わりといった風潮を1歩前進させるための事業が必要であり、地域での支え合いや住民による気づきが現れる効果が見えるよう要望します。養成した人材をこのままにしておくのはもったいないと思います。</p>	<p>御意見のとおり、養成講座を受講した市民が地域の中で担い手として活動できるような体制が求められており、現在その仕組みづくりに取り組んでいます。コロナ禍でしばらく開催が見送られていた「サポーターフォロー教室」について、今年度は積極的に開催していくとともに、国が進めている地域全体での支え合いの仕組み「チームオレンジ」の設置に向け、認知症キャラバンメイトのメンバー等と協議を重ねてまいります。</p>	サポーター
22	<p>・基本方針4、施策6、5地域住民主体の支え合い活動に対する支援について、地域において様々、活動団体が存在し、各々積極的な活動をされていると思います。そのそれぞれの活動を支援することも大切ですが、市として、地域での支え合いとはどのようなものか方向性を示し、機能的に活動できる組織作りや意思統一が必要と考えます。既存の制度の中で総合事業にあるB型サービスの推進が合致します。通所型、訪問型どちらも不十分な整備状態であり、現在ある小田原方式を撤廃し、住民による住民のための活動ができる形に変化することを要望します。もっと敷居を低くし、既存の老人会、婦人会、民生委員、自治会、地区社共などが関わりやすくすることで市内全域に波及でき、住民が役割を担い、介護予防や給付費抑制につながると思います。P9基本方針2、施策3、1訪問型サービス事業、住民主体訪問型サービス利用人数 同じく3通所型サービス事業、住民主体型通所型サービス利用人数がともに低値を示していることは抜本的な変更が必要であることを示しています。これらの項目に値する活動計画について見直しを強く希望します。</p>	<p>B型（住民主体型）サービスの実績の伸び悩みについては、本市の制度設計の問題ではなく、その促進手法にあるものと認識しております。また、その担い手となる主体は、必ずしも既存の地域の活動団体に限るものでもありません。事業実施の要件としている所定の研修について、研修の趣旨を丁寧に周知した上での受講者の拡充と、受講後の事業実施に向けた働きかけが必要だと考えます。また、直近の実績値が少ない要因の一つには、コロナ禍の影響で主に通所型のサービス提供が中止されてしまったこともあるため、今後はその再開に向けた働きかけを行っていくべきものと考えております。</p>	訪問サービス
23	<p>・p10、11にある福祉用具貸与および販売、住宅改修について、リハビリ専門職の関与を希望します。福祉用具や住宅改修は疾患の特性、動きの特徴、介護力、予後予測のもと判断されなければなりません。福祉用具の適合、住宅改修のデザインに対して、理学療法士、作業療法士の介入により、より実践的で効果的な結果を得ることが出来ると各種研究にて明らかになっています。適切な福祉用具使用や住宅改修により、能力が向上し、転倒などの危険性が排除され、生活の幅が拡大することが可能であります。しかし、その逆も多く報告されているため、他市町では、行政への申請時、必ずリハビリ専門職が介入する自治体もあります。小田原市でも導入し、有効な福祉用具の選定、住宅改修の実施へとつなげていくことを要望します。効果的な内容となれば、無駄な導入も防ぐことが出来、給付費抑制にもつながります。</p>	<p>福祉用具貸与・販売及び住宅改修において、リハビリテーション専門職が関与することには一定の効果があると考え、本市においては、自立支援ケア会議の事例選定において、住宅改修を予定している方を優先的に選出することとしています。住宅改修等の申請時にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けている自治体があることは承知しています。リハビリ専門職が関与することにより、着工の許可まで時間を要する等の課題があることから、導入は慎重に検討する必要があると考えます。</p>	福祉用具

No.	(2) 介護事業所アンケート集計結果報告	回答	カテゴリー
1	「入所・入居率が前回（3年前）の調査を下回っており、利用が伸び悩んでいる。特に 特定施設入居者生活介護が全国平均を下回っている。 」との報告があったが、その 要因をどう整理、分析 しているのか、お教えください。	近年住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が多数新規整備され、住まいの選択肢が増えたことが要因のひとつと考えています。また、（看護）小規模多機能型居宅介護等のサービスの充実により、在宅での生活を選択しやすくなっていることも要因と考えられます。なお、特定施設入居者生活介護の入居率については、各施設によりばらつきが生じています。特に入居率が低い施設については、2人部屋に1人で住んでいる方が多い等、単身世帯の増加による影響があると聞いています。	入所・入居率現象の要因と分析
2	・ 小規模多機能型居宅介護 について 8期計画の欄にも載せましたが、居宅ケアマネジャーからのご紹介は少なく、まだまだ小規模多機能型居宅介護への理解は不足していることに加え、近隣に事業所がないというアンケート結果から、9期計画に公募することが望ましいと考えます（小規模多機能型居宅介護の数は中学校区に一つが目標）。 一ヶ所、登録者数が増えない事業所があり、そういった事業所の運営体制をどうみていくかも検討したほうが良いと思います。	（看護）小規模多機能型居宅介護の整備については、現在検討作業を行っているところですが、整備を見込む場合には、立地バランスに配慮したものとしたいと考えています。また、潜在的なニーズは高い一方、ご指摘のとおり、全事業所が定員近くまで登録があるわけではありません。登録が少ない事業所には、個別にヒアリングを行い、推移を見守っているところです。	小規模多機能型居宅介護
3	・看護小規模多機能型居宅介護からの意見にもあるように、小規模多機能の運営状況を上げるためにも、新規利用者獲得が居宅介護支援事業所からのご紹介にかかっているという問題があります。 再三言っておりますが、初めて介護保険を利用したいと考えた人が市役所へ相談にいった結果、必ず、まずはケアマネジャーさんにご相談くださいの相談相手が居宅介護支援事業所一択です。本来なら（看護）小規模多機能型居宅介護にも介護支援専門員はおりますので、相談先の一つではありますが、市担当者から小規模多機能型居宅介護をすすめるシーンはありません（公平な立場もあり）。公平な立場である市職員が「公平」を打ち出すならば、利用者の事業所選択も「公平」にしていだけないでしょうか？	認定申請者に配付する事業所リスト（ケアプランの依頼先）について、従来は地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、施設のみであったものに、（看護）小規模多機能型居宅介護を加えたものに更新しました。 また、市内全事業者のリストにおける（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の掲載位置を、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の次に配置し、利用者の目に留まりやすいようにしました。 窓口での案内のあり方については、介護サービス事業者ガイドブック等のご案内により利用者に事業所を選択していただくよう努めております。	利用者の事業所選択
4	事業所へのアンケート等の報告書は、事務で費やす時間が必要となる。 現場の人達にその仕事を軽減 することが、地域包括支援センターの活性化に繋がると思う。	事業所の事務作業の多さを軽減することは、課題と考えています。今年度、地域包括支援センターの管理者からヒアリングを行い、一部事務について軽減・効率化を図っていますが、引き続き取り組んでまいります。	事業所の負担軽減
5	アンケート結果はこれまで実践してきた事業の効果を把握する1つの手段と捉えることが出来ます。前回のアンケート結果と比較して、ここまで 取り組んできた事業の見直しに利用することで次回のアンケート結果で狙った数値を獲得することが叶う と考えます。今回得られた数字をどう変化させていくのかを定め、 第9期の目標設定に利用する ようにお願いします。	第9期計画への提案として素案策定の参考とさせていただきます、 推進委員会 でご議論いただきたいと考えています。	目標設定
6	アンケート集計が80.8%あり、高いと感じています。調査方法をメール、郵送による配布。回収はメール、FAX、郵送とのことですが、いずれの回収方法が多かったのかわかれば教えてください。	回答方法の集計は行っていませんが、メールが最も多く、次いでFAXでの回答が多かった印象です。	アンケート回収方法

No.	(3) 在宅介護実態調査集計結果報告	回答	カテゴリー
1	「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」では、全体的に外出・移送にかかる支援のニーズが高いことが分かり、「 外出に係る支援・サービスの充実 」は大きな課題であるといえる。具体的な取り組みとして、「福祉タクシー利用助成事業」の継続、通所介護の送迎車を有効活用する「福祉ムーバー」や「地域住民同士の支えあいによる移動手段の確保」などを含め、多様な移送手段の導入について関係各課及び団体等と検討を行う必要がある。とありますが、「福祉ムーバー」は貸出で対応するのか、「地域住民同士の支えあいによる移動手段」を具体的にあれば教えてください。 ※地域住民の方が移動手段のお手伝いをする場合、平日は若い世代の方がいないケースが多いと思われます。高齢者の方に負担に係るのではないかと思います。	「福祉ムーバー」については、小田原福祉会が、令和4年度からデイサービスの送迎車を活用し、実験的な導入を検討しています。また、「地域住民同士の支えあいによる移動手段」では、高齢者を主な利用者と想定した次の取り組みがされています。 ① 片浦地区：まちづくり委員会において、自宅と小田原百貨店（板橋店）を往復する「おでかけサポート」事業に取り組んでいる。令和4年度末からは、片浦財産区の支援により小田原駅から石名坂バス停までの路線をたどる借上タクシーを導入している。 ② 下曽我地区：社会福祉法人積善会の協力のもと、指定乗降場所から下曽我地区社協主催の「ふらっと下曽我」までの送迎サービスを実施中。	移動支援
2	「夜間の排泄」「認知症状への対応」「外出支援」の割合が高いことがわかりました。これらへの 具体的な対応を第9期計画に入れていく ことが必要であり、この数値が次の調査で低下していくための 具体的な事業の配置 をしなければと考えます。	第9期計画への提案として素案策定の参考とさせていただきます、 推進委員会 でご議論いただきたいと考えています。	目標設定
3	P13 見守り、声かけの支援・サービスが必要と感じている方が17.9%いらっしゃいますが、どの様なサービスをお考えになっているか、また現状支援はあるのかを教えてください。（傾聴ボランティアなどか）	各地域では、民生委員が定期的に臨戸により、見守りや声掛けの活動が実施されています。また、地域におけるサロン活動や生活応援隊事業等の取組を通じて支え合いの関係性を醸成し、自治会や地区社協等の組織や住民同士による声掛け等が進むよう、働きかけています。	個別事業の内容

【協議事項】

No.	(1) 第9期おだわら高齢者福祉介護計画について	回答	カテゴリー
1	資料8.の第9期おだわら高齢者福祉介護計画(施設の体系)図について、民生児童委員との連携が抜け落ちていると思われます。高齢者と最も接点を持って活動しているのが民生児童委員だと思います。 民生児童委員との協働活動を体系図の中に入れるべき と考えます。	民生委員については「施策の体系」の多様な主体が参画・連携の中（植木鉢）に位置付けています。第9期計画においては、体系図のつくりを工夫していきたいと考えています。	民生委員
2	重点的な取り組みを明確にする必要があると思います。これまでの議論を踏まえると、目標は「需要と供給バランスをどうするのか」だと思います（目的は基本理念に掲げ済みで変更の必要はないかと）。 目標→① 介護需要の増加抑制 ② 適正な供給 （身の丈にあった）。 需要を抑えるための手段（現行施策はなにかで整理）。 適正な供給のための手段（現行施策はなにかで整理）。 ①健康寿命を延ばす 介護予防 保健施策など ②介護サービスの総量→ 人員確保目標 へ。働く人がいなければ供給できない。 また、地域参加型活動は上記二つに対応した位置づけとなる施策で整理。	ご指摘のとおり、「①健康寿命を延ばす施策で、介護需要の増加を抑える」「②介護人材確保の視点も含めた実現可能なサービス供給体制の設定」は9期計画において必要な視点であると考えます。 地域参加型活動、住民主体による支援などは、①、②どちらにも資する取組として、積極的な展開を模索していきたいと考えます。	需要と供給 人員確保
3	資料3では、施策ごとの第8期計画上の事業の評価と令和5年度の取り組みが示されているが、第9期計画に向けて 第8期に計画された事業そのものの評価・見直し（事業仕分け） はどのように進めていくのか、お教えてください。	第9期策定中に第8期計画の最終年度である令和5年度事業の年度評価は間に合いませんので、資料3の令和4年度実施事業について評価結果を「継続」とした事業は基本的に令和6年度も実施する予定です。令和6年度実施事業については、予算編成作業の中で精査していきます。	事業評価

4	<p>・人材不足について 「人材不足」という共通認識はできていていると思いますが、例えばグループホーム（認知症の状態である方々が共同生活する場）を例に現状を伝えさせていただきます。 介護保険事業には人員配置基準があります。グループホームは一日24時間分の人がいなくてはなりません。この時間数はあくまでも最低ラインと捉えてきた過去があり、一昔前は32～40時間分の人員がおりました。 現在、小田原市にあります17事業所ほとんどが最低ラインの人員しか配置できておりません。 この時間数には夜間帯も含まれておりますので、日中は8時間勤務の方が二人しかおらず、昼食を担当する1名、お風呂やトイレの支援をする人1名が日中をまわしている状況です。9名の認知症の状態である方々の対応を、その人数で支援しています。入居率は95%と維持されており、入居者さんは減っておりません。現場で何が起きているか？ですが、少ない人数で多くの人を支援する状況でありますので、職員一人のマンパワーに頼ること、介護事業所としての「質」を落とす（効率化）しかありません。研修への参加率も毎年下がっています。本来のグループホームとしての価値は共同生活にあります。食事に関しては、入居者さんたちが協力して作る「食事」の中の工程を削るしかならず、今日何を食べたいか？という日常会話もなく、買い物もなし（食材の配達）、入居者さんたちが作ることもなし、挙句の果てにはおかずを湯煎のものを使っている事業所も全国的にはあります。質を落とされていますが、入居者さんからいただく利用料は変わりません。ここまで聞いて、グループホームに預けよう、預けたいと思う人がどれだけいるでしょうか？もつと云えば、将来自分たちが入居するかもしれないグループホームの姿なのです。現場の方々もしたくてそのような介護をしているわけではありません。「人（時間）が足りないんです」…この状況、現実をみていただけたら、「人材不足」への対策を取らねばならないと考えざるはずで、この状況をお伝えした上で、九期計画で何をすればよいか？私なりに考えました。</p> <p>短期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な就職説明会（ハローワークと共催など）実施 ・シルバー人材の掘り起こし（可能であれば、人材の送迎（送迎事業）までできたら尚可） ・初任者研修の補助事業（東京都介護職員就業促進事業のような） <p>長期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職人材の受け入れ <ol style="list-style-type: none"> ①高校生向け就職説明会の実施 ②今ある市主催の認知症サポーター養成講座全てを小・中学校対象とする ・介護職から他業種へ移らない仕組み <ol style="list-style-type: none"> ①介護の魅力を発信する研修など、情報交換会の実施 ②他市で見本となるような介護事業所への見学ツアー ③前年度行った介護職5年未満対象の研修（場合によっては3年未満） ・外国人材 <ol style="list-style-type: none"> ①アンケートであった「受け入れを考えている」40%の事業所、「まったく受け入れを考えていない」40%の事業所の意識を変えるための情報提供を含めた研修を定期的実施。 ②外国人材を雇うための一つ、「家賃」に対する補助の検討 ③外国人材が受ける資格（介護・日本語）の補助の検討 	<p>ご指摘のとおり、介護の現場に年々余裕がなくなっているのを感じています。 また、それが利用者の生活の質に影響する場面が出ているであろうことは、容易に想像できます。 前回の委員会開催後から推進委員会の委員のうち事業所関係団体からご推薦いただいた委員及び市内の介護事業者の一部と、意見交換を行い、施策について検討しています。 真に人材確保・育成に資する施策に取り組んでいきたいと考えます。</p>	人員確保
5	<p>以前から、福祉は担い手不足が深刻であり、会議でもしばしば取り上げられて来た一番の原因は、仕事内容に比べて対価が少ないことだと思う。意志のある高齢者を動かす仕事は大変。行政に改革してもらいたい。</p>	<p>介護職員の処遇は以前と比較すると向上していますが、他業種と比較すると、まだ十分なものではないと考えます。 国の動向を注意深く見守っていきたいと考えます。</p>	人員確保

6	<p>・外部委託の事業は競争入札ではなく、プロポーザルとし、効果を上げるためのシステムへ移行してはどうでしょうか。高齢者福祉・介護保険事業においては、結果重視であり、1円でも安くという競争入札では、質が上がりません。人は物とは違います。決まった予算で最大の効果を出すようなシステムにするべきです。</p>	<p>委託業務の事業者選定において、プロポーザル方式のメリットとして、業務内容の提案を審査していることによる質の確保に繋がると考えます。一方で、選定委員会の開催や公募期間を設けるなどの事業者の決定までに時間を要することから、プロポーザル方式を採用することに適した業務を判断しながら決定したいと考えています。</p>	<p>プロポーザル方式の採用</p>
7	<p>・地域包括支援センターの人員配置について、職種の中に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリ専門職を基準として設定してはいかがでしょうか。介護予防、重度化防止、多岐にわたる地域への活動を担うに3職種と共に連携を図り、結果を出していくことにつながると考えます。これまでのケア会議等の内容を見ても必要性は立証されていると思います。</p>	<p>全国の市町村の中では、理学療法士を加配したことで地域の通いの場での講座やケアプラン作成時の助言といった効果があるとの報告も聞いている。実際の配置のあり方については、先事例等を研究しながら検討していく必要があるが、地域包括支援センターにおけるリハビリ専門職との関係性については、今後更に強化されるよう進めてまいりたいと考えております。</p>	<p>人員確保</p>
8	<p>・災害対策についての内容が少ないので、他との兼ね合いもあると思いますが、本計画にも入れ込むことが必要だと感じます。</p>	<p>第8期計画では、「V 関連施策」の中で【暮らしや防災・防犯施策との関連】として記述がありますが、第9期計画においては、関連施策についてどの程度まで具体性を持たせた標記とするかについて検討いただきたいと考えています。</p>	<p>災害対策</p>
9	<p>・以前の会議で外出支援について提議されましたが、その後展開が見られません。高齢ドライバーの問題もこれから増加すること、活動範囲の狭小化による不活発状況を考えると「移動の足」問題を第9期に入れることが必要と考えます。</p>	<p>現在策定中の「地域公共交通計画」に市によるバス路線維持のための運行経費の一部補助や空白時間帯の補完、地域が取り組むボランティア輸送、福祉タクシー助成など、多様な移動手段の確保について位置付けていく予定です。運転免許を保有しない高齢者に対する移動支援について地域限定の実証事業を検討中ですので、交通環境づくりとの整合を図りながら、第9期計画に位置付けていきたいと考えています。</p>	<p>移動支援</p>
10	<p>・住民の活動を推奨するような事業が必要であり、住民がやる気になるための仕組みを第9期に入れるべきである。団塊世代が社会保障費を使うだけの存在ではなく、自ら健康管理を行い、周りと支え合う、主体的に能動的に動くための事業を入れ込み、既存の事業の継続ではなく、組み換えを行わなければ叶わない。これまで必要量の見込を計上し、その数に達したかが検討の基本であったが、第9期では、予測する必要量を減少させる計画にしなければならない。新規認定者数の低下、介護サービスの利用量の削減へつなげるための表現方法にしていき、計画の立て方を根本から変えることが必要。</p>	<p>指標の設定については、これまでの指標を継続的に採用していくかも含めて、推進委員会でご議論いただきたいと考えています。</p>	<p>目標設定</p>
11	<p>・既存の事業の刷新を行うため、各事業の効果判定および必要性の検証を経て、目的を達成するための事業の構築に取り組んでいきたい。会議体としての時間が無いことを理由にせず、小委員会等を設けるなど、時間が無い中で成就できるように担当部署には要望します。既定の計画の延長線上にある第9期計画となれば、社会保障費が増えることへの対応とならずに本委員会の意味もないものと思います。</p>	<p>第9期計画への提案として素案策定の参考とさせていただきます。</p>	<p>目的を達成するための事業の構築</p>

カテゴリーの集計		(件)
1	事業の見直し、事業の整理	4
2	移動支援	3
3	数値目標、目標設定	7
4	実績の目的と効果	4
5	人材確保	4
6	個別事業の内容・実績	13
7	その他	8
合計		43

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第9期計画において記載を充実する事項（案）

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

第9期おだわら高齢者福祉介護計画策定に向けて

計画期間 令和6（2024）年度から令和8（2026）年度

基本理念 「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」をめざして

重点指針 「自分らしい高齢期の実現～高齢者一人ひとりの生活の質の向上～」

5つの視点

- | |
|-----------------------------|
| ① 高齢者の暮らしを支える人材の確保と充実 |
| ② 専門職のケアマネジメント技術の向上 |
| ③ 元気な高齢者を含めた居場所づくり |
| ④ 自立(介護予防・重度化防止)に向けた市民の意識啓発 |
| ⑤ 「新しい生活様式」を踏まえた事業手法の検討 |

施策の展開

国の第9期基本指針(案)に基づく本市の重点的な取組(案)

基本方針1 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

- (1) プロダクティブ・エイジングの促進
- (2) 外出の機会・多様な活動の促進

アクティブシニア応援ポイント事業の普及

移動支援の検討

基本方針2 高齢者の介護予防と健康づくりの推進

第2期健康増進計画に基づく事業の推進

- (1) 一般介護予防事業の拡充
- (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- (4) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

基本方針3 保険給付事業の円滑な運営

3 介護人材確保

- (1) 介護(介護予防)サービスの適切な提供
- (2) 介護(介護予防)サービスの質の向上
- (3) 介護(介護予防)サービス利用者に対する適切な支援

1 地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論

1 介護サービス基盤の計画的な確保

1 地域密着型サービスの更なる普及

基本方針4 地域における高齢者支援体制の強化

2 地域共生社会の実現

2 総合事業の充実化

2 重層的支援体制整備事業 他分野との連携促進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の充実
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 家族介護者支援の充実
- (6) 高齢者の暮らしを支える取組の充実
- (7) 高齢者虐待などによる緊急時の体制整備

2 地域包括支援センターの負担軽減

2 ケアラー支援の取組

2 高齢者虐待防止の一層の推進

第6次小田原市総合計画 2030 ロードマップ 1.0

将来都市像「世界が憧れるまち小田原」

3つのまちづくりの目標

生活の質の向上

地域経済の好循環
豊かな環境の継承

2030年の(目指す)姿

・生涯にわたって幸せと安心感を得られるまち

● 高度な医療とともに、24時間365日安心して医療を受けることができる。

● 誰もが自分らしく生き、誰一人取り残されない、安心した暮らしを送ることができるケア力の高いコミュニティが形成されている。

● デジタル技術を活用した健康管理や、正しい知識による健康行動(食・運動)により、健康寿命が延伸している。

・子どもが夢や希望を持って成長できるまち

7つの重点施策

1 医療・福祉

2030年の目標

1 安心の地域医療体制	二次救急医療の圏域内自己完結率 90%以上
2 地域共生社会の実現	地域包括支援センターの圏域ごとに地域福祉相談支援員を配置し、誰もが適切なサービスが受けられる
3 健康寿命の延伸	健康寿命 男性 80 歳、女性 85 歳を実現

3つの推進エンジン

行政経営
公民連携・若者活躍
デジタルまちづくり

25の施策

2 高齢者福祉

詳細施策 1 生きがいの促進

目標 (KPI) 名	基準値	目標値	方向性	実績値	目標達成率
	(基準年)	(目標年)		R4	
アクティブシニア 応援ポイント事業 年間延べ参加者数	426人 (令和2年度)	3700人 (令和6年度)	↑	1455人	31%

詳細施策 2 高齢者支援・相談体制の充実

目標 (KPI) 名	基準値	目標値	方向性	実績値	目標達成率
	(基準年)	(目標年)		R4	
高齢者の地域課題に関する検討会議(地域ケア会議)の取扱件数	68件 (令和2年度)	126件 (令和6年度)	↑	88件	34%

総合計画
レベル

第4期小田原市地域福祉計画

「みんなで支え合い誰もが生き生きと安心して暮らせるまち」

基本目標 2	地域ケア力の醸成
成果目標 ②	高齢者の地域課題に関する検討会議の取扱件数
基本目標 3	社会参加と自立支援の推進
成果目標 ①	アクティブシニア応援ポイント事業年間延べ参加者数

第2期小田原市健康増進計画

いつまでも自分らしく心もからだも健やかに暮らせるまち小田原

目標⑨	高齢者の健康 「こころも身体も元気な高齢者を目指します」
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の主観的幸福度 高齢者の主観的健康度

他の計画
レベル

第8期計画の総合的な指標

第9期計画に向けた指標・目標

指標	第7期			第8期			出典
	H30 (2018) 年度	R元 (2019)年 度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	
ア 高齢者の主観的幸福度		平均 7.04点			目標:上昇 7.07点		介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査
イ 高齢者の主観的健康度		「よい」 78.1%			目標:上昇 79.3%		介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査
ウ 65歳以上の通いの場への参加率	1.3%	1.1%			目標:上昇 (R5年度)		介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査
エ 要支援・要介護認定者の更新申請認定結果における改善率	14.2%	14.8%			目標:上昇 (R5年度)		小田原市の調べ
オ 要支援・要介護認定率の推移	16.6%	17.2%	17.1%	17.7%	18.2%	-	介護保険事業状況報告
カ 後期高齢者数の伸び率	4.2%	2.1%	1.5%	1.0%	3.9%	-	小田原市の調べ
キ 保険給付費と介護予防・生活支援サービス費の伸び率	2.7%	4.1%	4.0%	3.3%	1.2%	-	小田原市の調べ

政策目標を具体化する
(実現したい状態)

福祉介護計画
レベル

・基本方針ごとに令和8年度の目指す姿(実現したい状態)を設定する

・基本方針に位置付けた施策・個別事業の中から選択した事業の目標値等を基本方針の指標として設定する

第8期の実績評価

・年度ごとの見込に対する実績の整理
・評価【A(継続実施)、B(見直し・改善)、C(廃止・休止)】の実施

第9期の実績評価(案)

・3年後の目標値を設定し、年度ごとに達成率を検証
・政策目標の実現に向けて、個々の施策が連動しながら、機能が発揮されているかを点検し、ABC評価を行う

施策・予算事業
レベル

介護保険事業所の新規指定等について

1. 地域密着型（介護予防）サービス事業事業所の新規指定

no	法人名	代表者名	事業所名	事業所所在地	サービス種類	指定年月日
1	日本介護事業株式会社	西村 茂	だんらんの家 小田原中里	小田原市中里361-8	地域密着型通所介護	令和5年10月1日

※法人合併に伴う事業所の廃止及び新規指定。

○第9期おだわら高齢者福祉介護計画・策定スケジュール（案）

R5年度	委員会検討事項	市の動き
5月		◆課内（庁内）事前調整 ・第6次総合計画、第4期地域福祉計画 ・デジタル田園都市（スマートシティ） ・AI、UDCの活用 ◆5/31 玉木副市長説明
6月	■第6回会議（6/29・木） ・第8期計画進捗報告 ・在宅介護実態調査結果報告 ・介護事業所アンケート結果報告 ・第9期計画の基本理念・重点指針・視点・基本方針・評価指標の検討	◆6/9 市長説明 ・基本理念、重点指針、視点 ・基本方針、評価指標、具体的事業の検討（R6年度実施分は概算要求） ・保険者機能強化推進交付金等の財源検討 ・施設等整備の検討
8月	■第7回会議（8/31・木） ・質問・意見に対する回答 ・第9期計画策定に向けた意見交換	・第9期計画の方向性の検討（国の方針確認） ・第9期計画素案の検討
9月		・理事者へ中間報告（9月上旬）
10月	■第8回会議（11/2・木） ・見える化システムによる地域分析の報告 ・第9期計画素案の検討	・基礎データ（基準日10/1）集計 ・介護サービス見込み量・費用算出 ・第9期計画素案修正
11月	■第9回会議（11/16・木） ・介護サービス量及び費用の見込み提示 ・第9期計画素案（パブコメ用）承認	・理事者報告（保険料率見込） ・厚生文教常任委員会（12月定例会）報告（計画素案、パブコメの実施）
12月		・パブリックコメント（12/15～1/15） 広報広聴室合議締切（12/1） データ・印刷物提出締切（12/8）
1月		・第9期計画素案の修正（パブコメ反映）
2月	■第10回会議（2月頃） ・パブリックコメント結果（報告） ・サービス総費用見込額と介護保険料 ・第9期計画最終案の検討	・第9期計画最終案の作成 ・介護保険料率の改定 ・介護保険条例改正（3月定例会上程）
3月	■答申（委員長から市長へ）	・予算特別委員会 ・第9期計画策定

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

別紙 ①

基本方針	施策	事業No.	No	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
1	1	1	215	高齢介護課	アクティブ シニア応 援ポイント 事業		高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、市内在住の60歳以上の高齢者が、市指定の介護保険施設等においてボランティア活動を行った場合、その活動実績をポイントとして評価し、ポイント数に応じた商品を提供する。	141	参加延べ 人数(人)	3,100	1,455	46.9%	高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進として、またプロダクティブ・エイジングの視点から、豊かな経験や知識を持った高齢者が積極的に社会参加していくことは、地域社会に活力を与えるだけでなく、介護予防や認知症予防にもつながるものであり、市として推進していくべき事業である。	ボランティアのコーディネートや支援を実施している社会福祉協議会に委託することで、ボランティアに対する知識やネットワークを活用することができ、より効果的に事業を展開している。	引き続き社会参加のきっかけとして、活動しやすい環境づくりを進め、登録者数を増やしていけるよう周知等に努める。	②見直し・改善
1	1	2	18	未来創造・若者課	生涯現役 推進事業		シニア世代になっても元気に活動を続け、地域の元気・活力につながる生き方をさせていただくために、シニアの活躍の場や領域を拡大する取組を推進。シニアと多様な活動をつなぐプラットフォームとなる、シニアバンクを運営するとともに、地域の関係団体と「小田原市生涯現役推進協議会」を設立し、国が推進する「生涯現役促進地域連携事業」の採択を受け、高齢者(55歳以上)の雇用・就業機会の確保に資する各種支援メニューを実施した。なお、協議会は国からの委託費を原資に事業を実施しているが、年度中の運転資金として市から無利子貸付金を支出している。 ①シニアバンク登録件数:ヒト(シニア)214件、コト(活動)83件 ②事業所訪問:314社(うち雇用の開拓件数74社) ③セカンドライフ応援セミナー:7回開催、118人参加 ④セカンドライフ応援窓口:相談者298人	9,500	就業・雇用・活動につなげた件数(件)	130	80	61.5%	シニアバンクの運営やセカンドライフ応援セミナー等による、シニアと多様な活動とのマッチングは、高齢者の生きがいづくりや社会参加に直結するものであり、公共性が高い。	行政提案型協働事業として、シニアネットワークおだわら&あしがら(市民団体)との協働により、事業の企画や周知には、シニアの視点やネットワークを活用。平成30年7月からは国の「生涯現役促進地域連携事業」の採択を受け、地域の関係団体と連携し、各団体のノウハウ等を活用しながら高齢者の多様な就業機会の確保に向けた取組を推進した。	平成30年から国から委託を受け実施している「生涯現役促進地域連携事業」は、令和3年度から3か年にわたり引き続き受託し、高齢者(55歳以上)の雇用・就業機会の確保に資する各種支援メニューを実施していく。併せて、国からの委託が終了する令和6年度以降の事業の在り方については、関係団体と協議しながら検討を進める。	③完了・休止・廃止
1	1	4	216	高齢介護課	シルバー 人材セン ター運営 補助事業		高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして就業等の機会を得ることは積極的な社会参加を促すとともに、高齢者の生きがいづくりにつながることから、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の趣旨に則り、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他多様な就業の機会の確保等に努めているシルバー人材センターに対し運営費を補助する。	14,839	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の趣旨に則り、高齢者の雇用及び就業の機会を確保する団体に対し支援することは、市が行うべき事業である。	シルバー人材センターの理事の一人として、就業開拓を始め、センターの効率性・効果的な運営等について検討した。	国の示すシルバー人材センター事業執行方針等も踏まえ、シルバー人材センターの運営に対する補助を行っていく。	①継続実施
1	1	6	217	高齢介護課	老人クラブ 活動補助 事業		高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、老人福祉法第13条の趣旨に則り、健康増進の活動や友愛活動を行っている老人クラブの活動に対し、神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	5,239	老人クラブ 数(団体)	116	108	93.1%	老人福祉法第13条の趣旨に則り、老人福祉の増進のための事業を支援することは、市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施している。	生きがいづくりや健康づくりなど各種活動を行っている老人クラブの活動は、閉じこもり防止や介護予防の観点からも重要であり、引き続き老人クラブに対する補助を行っていく。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
1	2	2	218	高齢介護課	福寿カード 交付事業		60歳以上の方を対象に市と協定を締結している旅館に協定料金で宿泊できるほか、市内各公共施設を無料で利用できるカードを交付し、高齢者の外出を促進する。	0	優待施設 数(箇所)	17	12	70.6%	高齢者の心身の健康増進と介護予防のために外出を促進することは市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施するとともに、老人クラブでの周知や高齢者のためのガイドブック等への掲載により周知を行った。	引き続き、適切に事業を実施していく。また、対象者の年齢要件等、本事業の在り方について検討していく。	② 見直し・改善
1	2	3	219	高齢介護課	高齢者はりきゅう・ マッサージ 等施術費 助成事業		高齢者の心身の健康増進を図るため、市内在住の74歳以上の方が、はり・きゅう等の施術を受ける場合に、施術費の一部を助成する。 助成内容は、1回につき1,000円分×3枚の助成券の綴りを、1人当たり年1回交付する。 助成券の交付申請は、高齢介護課窓口のほか、支所等の窓口でも受け付けている。	2,882	利用延べ 人数(人)	3,000	2,882	96.1%	高齢者がいきいきと健康的に生活することを支援することは、市が行うべき事業である。	職員人工を最小限で実施するとともに、窓口交付の際に封筒を使用しないなど、コスト削減に努めている。	令和元年度から対象年齢を1歳ずつ引き上げ、令和5年度から75歳以上となった。事業の周知などに努めていく。	① 継続実施
1	2	4	220	高齢介護課	敬老行事・ 長寿祝事 業		高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を続けられるよう、老人福祉法第5条の趣旨及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝う。 【敬老行事】地区敬老行事実施団体を通じて、敬老行事の開催を行う。 【長寿祝】満100歳の長寿を祝うため、市長が訪問し祝状・祝金を贈呈する。	38,723	地区敬老 行事対象 者数(人)	28,000	26,629	95.1%	老人福祉法第5条及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、市民の長寿を祝うことは、市が行うべき事業である。	令和3・4年度に実施した敬老行事あり方検討会において、高齢者人口の増加に伴う市の財政負担増など諸課題に対応するため、検討し、令和4年度から敬老祝金を88歳は、祝品を市が一斉郵送、100歳は、市が実施している長寿祝に事業統合し、市長又は職員から祝金を手渡す形に変更した。併せて他の祝品の内容や贈呈方法の見直しも行った。	対象者数の増加による、担い手の不足や、負担の増加、高齢者を取り巻く環境の変化等の諸課題に対応するため、敬老行事のあり方検討委員会を設置し、今後の事業の在り方について検討していく。	② 見直し・改善
1	2	5	209	福祉政策課・健康づくり課	生きがい ふれあい フェスティ バル開催 事業		明るい長寿社会の実現をテーマに、市民と関係諸団体の協力のもとに、世代を越えて市民がふれあいイベントを開催し、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図る。	0	来場者数 (人)	3,000	0	0.0%	高齢者がいきいきと健康的に生活するため、普段の活動の成果を発表するなどの場を提供は、必要ではあるが同様の事業もあることから事業の主旨を含め内容及び運営方法について再考する時期にきている。	新型コロナウイルス感染症のまん延により事業を中止した。	他施設で行っているイベントと類似しており、参加団体が重なっている場合があるため、今後検討していく必要があるが、毎年50近い団体が参加しており、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に役立っている。コロナ禍で3年間中止されてきたこともあり、その内容や運営方法について改めて検討を進めていくこととする。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
2	1	1	302	健康づくり課	介護予防把握事業		市内の70歳に到達した高齢者と前年度の未回答者(71歳～74歳)を対象に、個別の生活実態を調査し、調査結果から、市全体及び日常生活圏域別の高齢者の生活実態の把握及び課題の抽出を行うことで、総合事業における一般介護予防事業等の検討・評価するとともに、生活機能の低下がみられ、要支援・要介護状態に陥るおそれのある者を早期に把握し、個別の課題に応じた適切な支援・サービスに繋げる。 ・アンケート調査を行い、回答者あてに判定結果等を記したアドバイス票を送付する。 ・調査結果をまとめた調査結果報告書を作成する。 ・生活圏域別の個人調査結果データを希望する地域包括支援センターに提供する。	3,120	連携した地域包括支援センター数(箇所)	12	6	50.0%	対象者へのアンケート調査を行うことにより、対象者の日常生活状態を判定して、フレイル(虚弱状態)になる前に適切なアドバイスを行い、市が行っている各種の介護予防事業を紹介することができる。 個人別のリスク判定結果を地域包括支援センターと共有することにより、個別の支援に役立てることができる。	調査結果報告書について、数値の判読しにくかったグラフを表形式に修正した。 調査結果報告書の中で「調査結果の総括」として、調査結果の概要と評価に関する記載を追加した。	引き続き、調査を継続し対象者への介護予防事業への参加を促していく。 判定結果の有効活用について検証と検討を行う。 市内12か所全ての地域包括支援センターが個人結果データの利用をできるよう調整を進めていく。	① 継続実施
2	1	2	303	健康づくり課	高齢者筋力向上トレーニング事業		65歳以上の高齢者で介護予防の必要性がある方を対象に、専門スタッフによるアセスメントに基づく筋力トレーニングを実施し、要介護状態となることを予防するとともに、高齢者自らが介護予防に向けた自主的な取組が実施されるよう支援する。 いそしぎ・小田原アリーナ、プールの基幹型高齢者筋力向上トレーニング教室の開催と地域で自主的に行っている地域型筋トレグループの支援を行っている。 ※基幹型(小田原アリーナ・生きがいふれあいセンターいそしぎ・プール)については、施設の定員数の半数以下での使用・検温・手指消毒及び換気を徹底し、開催時間や参加頻度を見直し、コロナ禍でも事業を中止することなく実施した。地域型については、実施できない団体もあった。	23,962	教室参加者数(延べ人数)	33,710	25,923	76.9%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	健康等を目的とした類似の教室は、民間でも実施されているが、高齢者の介護予防を目的とした教室については、保険者たる市が実施することが適当である。	・基幹型: いそしぎ、小田原アリーナ、プールの三つを基幹型とし、いずれも事業者と打合せし、情報を共有しながらセルフケアも含めた介護予防が促進されるよう実施する。 ・地域型: 地域の通いの場として、活動状況について引き続き把握していく。	① 継続実施
2	1	3	304	健康づくり課	高齢者栄養改善事業		栄養教室等の開催を通して、介護予防に必要な影響に関する知識の習得を図るとともに、高齢者の低栄養状態の予防と改善を図る。男性を対象とした料理教室も開催する。 ※コロナ禍により、調理実習は実施せず、1時間の講義形式で市内5会場での栄養に関する座学を実施した。	50	教室参加者数(延べ人数)	260	93	35.8%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	事業費のほとんどが講師謝礼である。教室の開催に当たり、専門的な知見を有している外部講師に依頼している。	コロナ禍のため中止してきた調理実習を再開する。 介護予防把握事業のアンケート結果から、ひとり暮らしの男性に介護リスクが高い傾向があるため、男性を対象とした初心者料理教室を引き続き開催する。男性のアプローチを展開し元気なうちから食べることに関心をもてるようにしていく。	① 継続実施
2	1	4	305	健康づくり課	認知症予防事業		認知症の予防を図るため、脳の活性化を促すゲームやウォーキングなどの有酸素運動、グループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を開催する。 ※施設の定員数の半数以下での使用・検温・手指消毒及び換気を徹底し、コロナ禍でも事業を中止することなく実施した。	2,516	教室参加者数(延べ人数)	1,555	1,021	65.7%	高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	民間への委託によりコストの低減を図っている。	保健事業と介護予防の一体的実施のポピュレーションアプローチ対象事業として、委託事業者とも「地域の通いの場の大切さ」について十分に打合せをもち、意識の共有を図りながら取り組んでいく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	
															方向性①	
2	1	5	306	健康づくり課	介護予防普及啓発事業		地域の高齢者等を対象に、自ら行える介護予防についての講座を開催し、介護予防の意識を啓発する。令和元年度は、市民提案型協働事業として、「高齢期の知っといきいき講座」を開催し、整理収納による転倒予防の普及に取り組んだ。また、おだわら総合医療福祉会館で地域の高齢者の憩いの場となる介護予防対策室を運営する。 ※コロナ禍で実施できなかった事業もあったが、施設の定員数の半数以下での使用・検温・手指消毒及び換気を徹底し、開催時間を見直し、コロナ禍でも事業を中止することなく実施した。	1,588	講座等参加者数及び介護予防対策室利用者数(延べ人数)	5,100	1,871	36.7%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	講演会は、他のイベントに合わせるなど臨機応変に対応するためには直営実施が最適である。介護予防対策室の運営は委託にて運営している。市民団体と協働して介護予防の普及啓発に取り組む。	常設に近い形で運営している介護予防対策室の周知や教室開催、イベントへの参加等いろいろな場面で介護予防の普及啓発を促進する。	① 継続実施
2	1	7	307	健康づくり課	高齢者体操教室開催事業		65歳以上の高齢者の健康維持・増進と仲間づくりを促進するため、ストレッチ体操やリズム体操を中心に参加者に合わせた運動を行う。 ※施設の定員数の半数以下での使用・検温・手指消毒及び換気を徹底し、開催時間や参加頻度を見直し、コロナ禍でも事業を中止することなく実施した。	1,373	教室参加者数(延べ人数)	6,120	6,959	113.7%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	申込方法について、これまでの電話による先着順から抽選による選定へ変更し参加の公平性を図った。さらに、ホームページから電子申請を受付できるようにし、開庁時間外でも申請が可能となった。	多くの高齢者が参加し、介護予防の意識付けとするには、地域の通いの場の活用や自主グループ化について検討していく必要がある。	① 継続実施
2	1	8	308	健康づくり課	いきいき健康事業		高齢者が閉じこもりや要介護状態になることを防止するため、地区社会福祉協議会単位で、転倒予防、高齢者体操、ウォーキング、生活体力測定などの教室を開催する。 ※コロナ禍により、事業が中止となった地区もあった。事業を中止した地区にはパンフレットを配布し活用してもらうなど、コロナ禍での方法を検討しながら行った。	1,495	教室参加者数(延べ人数)	2,400	1,883	78.5%	介護予防の普及啓発については、保険者(市)が中心的な役割を担うべきものとする。	小田原市社会福祉協議会に委託し、地区ごとの実情にあった活動をしてもらっている。コロナ禍で活動中止していた団体も徐々に活動を再開している。	地区の実情に応じ、年間の活動実施回数を増やしていく。	① 継続実施
2	1	9	309	健康づくり課	地域介護予防活動支援事業		高齢者を支える「地域」において介護予防意識を高め、地域における主体的な介護予防の取組や活動を促進するため、地域福祉の担い手を対象とした講座を実施する。 ※コロナ禍のため、3師会への講師派遣依頼はできなかったが、市職員による講義を2回行った。(防災・介護保険)	0	教室参加者数(延べ人数)	360	124	34.4%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	事業予算は必要最低限の報償費である。コロナ禍で小田原医師会・小田原歯科医師会・小田原薬剤師会に依頼するのは困難と考え、市職員による知識の普及を図るための講座(介護保険制度・防災)を開催した。	介護予防に関する正しい知識の普及のため、引き続き講座を開催していく。参加者は学んだ内容を地域で普及していくので、伝達しやすい資料づくりを意識し、行政が把握している課題と高齢者のニーズをマッチングさせながら、老人クラブ連合会と調整し実施していきたい。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
2	1	10	310	健康づくり課	ふれあい担い手発掘事業		地域の住民、団体等が連携して主体的・継続的に高齢者の生活支援、健康づくり、生きがいづくりや介護予防に取り組む活動を支援する。 ※令和4年度は、補助金の交付申請がなかった。	0	補助団体数(団体)	4	0	0.0%	高齢者を地域全体で支えるため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	介護予防に自主的に取り組みを立ち上げる際に活用されており、その後も活動が継続されていることから十分な効果を発揮している。来年度に向け、より多くの団体が利用できるよう要綱について見直しを行った。	新たな自主活動につながるようニーズの把握に努め、立ち上げに関する相談窓口となり、地域における自主グループ活動に対する支援を行っていく。	② 見直し・改善
2	1	11	311	健康づくり課	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取組を機能強化し、通所・訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通りの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。 ※コロナ禍の影響により、予定していた事業が中止になったものもあったが、「リハビリ講座」の内容等をリハビリ情報誌に冊子化し、市内介護事業所等に配布した。	410	研修会開催数(回)	1	1	100.0%	介護予防の取組を機能強化することにより、高齢者が要介護状態となることを予防し、介護サービスに頼らない自立の促進や、介護状態の重度化を防ぐことができる。結果として、介護に要する費用の効率化を図ることができる。	介護事業所や地縁組織等の介護予防に関する取組を幅広く強化するため、リハビリテーション専門職が柔軟に対応できるように、事業実施方法を協議しながら取り組んだ。	これまでの取組実績により築かれてきた地域・支援者との連携基盤、活動のノウハウを活かしながら、引き続き介護予防に資するリハビリテーションの専門的見地からの支援や情報発信を充実させる。	① 継続実施
2	1	12	257	高齢介護課	一般介護予防事業評価事業	○	令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期おだわら高齢者福祉介護計画」の策定に向けて、高齢者福祉及び介護保険事業の施策形成のための基礎資料とするため、市内高齢者の状況やニーズ等を調査する。	3,498	-	-	-	-	前回の調査時においては、プロポーザル方式により実施したが、参加事業者数が1者のみであったことから、選定対象を拡大するために今回の業務から仕様の一部を変更した。仕様を変更したことによりプロポーザル方式で執行する必要がなくなったことから指名競争入札とし、結果として経費の削減ができた。	前回の調査時においては、プロポーザル方式により実施したが、参加事業者数が1者のみであったことから、選定対象を拡大するために今回の業務から仕様の一部を変更した。仕様を変更したことによりプロポーザル方式で執行する必要がなくなったことから指名競争入札とし、結果として経費の削減ができた。	次回の調査実施時である。令和7年度に向けて、実施方法等検討する。	③ 廃止・休止
2	2	1	287	健康づくり課	健康診査事業	○	75歳以上の後期高齢者医療の者や生活保護利用者等に対し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健康診査を実施する。また、被用者保険が実施する特定健康診査において実施されない項目について、追加項目・詳細項目を実施する。 その他、40・45・50・55・60・65・70・75・80歳になる者に、生活習慣病予防の一環として歯周疾患予防のための成人歯科健診を実施する。 小田原医師会及び小田原歯科医師会に委託。	178,595	-	-	-	-	長寿健診等は、毎年継続的な受診ができることで、健康寿命の延伸につながる。成人歯科健診は、節目の年齢に受診券を送付することで、市民が歯科のかかりつけ医を持ち、以後継続的に定期受診が出来る。	継続実施	① 継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性		
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開		方向性①
															今後の事業展開		
2	2	1	290	健康づくり課	特定健診・特定保健指導事業	○	<p>本事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から実施している「特定健康診査・特定保健指導実施計画」を基に推進するものであり、生活習慣病対策としてメタリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した健診と、その結果に基づいて必要な方には特定保健指導を行うものである。計画の中では、特定健診の受診率・特定保健指導の終了率や、メタリックシンドローム該当者等の減少等、目標値を定めている。</p> <p>特定健診受診率向上の取組として、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実効手法 ・70歳以上の被保険者と住民税非課税世帯は自己負担金を免除 ・特定健診初年度である年度内40歳到達者の受診料免除 ・5年間特定健診未受診かつ生活習慣病での医療機関受診歴がない者を対象に、10月、11月に集団健診を実施 ・特定健診の代わりに人間ドックを受診した者に対し助成金を支給 ○普及啓発…受診券発送後にケーブルテレビの放送や広報紙への掲載、自治会巡回や各種イベントでの受診勧奨を実施 ○受診勧奨…過去の健診やレセプトデータをもとに対象者を抽出し、電話やハガキによる受診勧奨を実施 ○その他…特定健診未受診理由把握のため、アンケートを実施 <p>特定保健指導実施率向上の取組として、公募型プロポーザル方式により業者を再選定し、実施率向上につ</p>	113,035	特定健康診査受診者数(人)	8,621	7,859	91.2%	<p>国民健康保険制度では、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等に伴い、医療費が増加傾向にあり、財政運営において厳しい状況が続いている。このような中、被保険者に普段の生活から生活習慣病の予防を心がけてもらえるように、特定健康診査や特定保健指導事業を推進している。こうした取組を通じて健康に対する意識を醸成させることで、健康維持・増進と将来的な医療費の抑制を図る必要がある。</p>	<p>特定健診を受診することで生活習慣の見直しを図り、生活習慣病を予防することを目的としているため、10年20年といったスパンで医療費の適正化を図られていくものと考えている。</p> <p>各対象者の層に合った勧奨内容になるよう工夫し、電話勧奨や通知勧奨を実施した。</p>	<p>・診療情報提供事業の実施、医療機関等への普及</p> <p>・未受診理由アンケートの分析</p> <p>・推定一日塩分摂取量の分析</p> <p>以上により、前年度受診者の受診継続を図りつつ、新規特定健診対象者や定期的に受診している層へ働き掛けることで、更なる受診率向上を図り、健康状態の把握による医療費の適正化・市民の健康増進を目指す</p>	① 継続実施	
2	2	4	295	健康づくり課	健康教育事業	○	<p>市民の健康保持・増進を図るために、保健センターや地域で、生活習慣病予防や健康増進に関する講習会を開催する。</p> <p>令和4年度は新型コロナウイルス感染症による健康二次被害の予防も考え、感染対策を行いつつ、事業を実施した。</p> <p>依頼による健康教育件数は、コロナ禍以前(令和元年度)と比較すると、まだ少ないものの、増加傾向にありその水準に近づいてきている。</p>	2,275	-	-	-	-	<p>腹囲改善を目的とした教室(「おだわらシェイプアップチャレンジ」)は市民の関心も高く、昨年度に効果も得られたため、開催を2クールに増やした。</p>	<p>地域や、職域に出向いた健康教育についても検討し、実施していく。</p>	① 継続実施		
2	2	6	286	健康づくり課	訪問指導事業	○	<p>心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められる者を保健師等が家庭訪問し、生活習慣病の予防、関係制度の活用、関係機関との連携、介護家族の健康管理等、本人及び家族に必要な指導を行い、要介護状態になることの予防と健康の保持増進を図る。</p>	283	-	-	-	-	<p>市民の健康問題をきめ細やかに解決するためには、行政が行うことが重要である。医師会、民間等で訪問看護を行っているが、行政保健師の訪問の目的が、それとは異なるため、市の事業として必要である。</p>	<p>他関係機関への周知徹底を行いつつ、継続実施</p>	① 継続実施		
2	2	7	299	健康づくり課	健幸ポイント事業	○	<p>スマートフォンアプリを活用し、20歳以上の市民を対象に健康増進及び健康管理意識を高めることを目的とする。また、昨今の状況から、いわゆる新型コロナウイルスが引き起こす「健康二次被害」について、ウォーキングを促進することで予防に努める。</p> <p>なお、インセンティブ付きポイント事業として実施することで、健康無関心層へも生活習慣の改善を働きかけていく。</p>	6,529	アプリ登録者数(人)	4,300	3,485	81.0%	<p>脳血管疾患の原因の一つである高血圧を予防するためには、生活習慣の改善が必要である。</p> <p>スマートフォンのアプリを活用することで気軽に健康への関心を高められる。また、市が実施することで市民の健康への関心を把握し、市の実施しているイベントの周知も同時にできることから他事業への参加にもつなぐことができる。</p>	<p>脳血管疾患予防プロジェクトと連動したウォーキングイベントを実施した。実施した参加者から好評であるため、今後も継続していきたい。参加者数の増加や歩数の増加には、魅力的なイベントとインセンティブが必要となるため、民間事業者との連携が更に必要となる。</p>	<p>参加者数は前年度を上回っており、今後も更に参加者数を増加するような工夫をしていく必要がある。</p> <p>イベントだけでなく1,000ポイント達成者へのインセンティブの増加などのため民間事業者との連携も検討していきたい。</p>	① 継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
2	2	8	297	健康づくり課	健康おだわら普及員事業		市民一人ひとりが積極的に疾病の予防を行い、健康の増進に努めるための健康づくり運動を地域に根差すため実施する。健康おだわら普及員を育成するため、健康づくりに関する各種研修会の開催のほか、定例会の開催、普及員からの相談や支援を行う。	2,541	定例会参加者数(人)	400	311	77.8%	ソーシャルキャピタルを活用した事業を展開を支援するために市の関与は必要である。全地域から推薦されており、全地域に事業を実施している。地区活動に生かすことができる。	市民協働事業である。	地域での役割を理解いただくとともに、今後も育成を継続する。また、普及員の任期終了後は、健康づくりサポーターとして登録していただけるように促す。	① 継続実施
2	2	9	312	健康づくり課	食育実践活動事業		食育を推進するため講演会や食育サポートメイトの養成講座を開催するとともに、その資質を向上させるための育成研修を行う。また、食育サポートメイトに食生活改善を通して地域住民の健康づくりを進める事業を委託する。	167	食育サポートメイトと連携した食育訪問の実施回数(回)	21	10	47.6%	食育サポートメイト支援事業として平成14年度に神奈川県から移管された事業であり、市の食育サポートメイトを養成している。食育活動を委託し、食に対する知識の普及・啓発を図り、保健事業を効果的に実施するため。	令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調理実習、食育訪問を中止しているため、調理実習や食育訪問に代えて保育園への資料を提供するなど、活動を行った。	保育園への資料提供は行ってきたが、調理実習を中心に行ってきた地域の中高年対象の食育活動については調理実習を徐々に再開していく。	① 継続実施
2	3	1	252	高齢介護課	訪問型サービス事業	○	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである訪問型サービスを提供するもの。旧来の介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、基準緩和訪問型サービス、住民主体訪問型サービス、短期集中訪問型サービスを提供する。	79,644	-	-	-	-		扶助費の増加抑制の観点から、国基準訪問型サービスから基準緩和訪問型サービス及び住民主体訪問型サービスへの移行を促進するために、市民への制度周知とサービス従事者の増加を図った。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。また、適切な事業実施方法や利用促進等について、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せ及び方策の検討を行う。	① 継続実施
2	3	2	244	高齢介護課	介護サービス事業所指定等事業	○	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定を行う。	0	-	-	-	-		職員人工を最小限で実施している。また、事業所指定に係る市HPの内容や案内文等を修正し、提出不備等が軽減されるように図った。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
2	3	3	253	高齢介護課	通所型サービス事業	○	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである通所型サービスを提供するもの。 旧来の介護予防通所介護に相当するサービスのほか、基準緩和通所型サービス、住民主体通所型サービス、短期集中通所型サービスを提供する。	255,332	-	-	-	-	市民に対して積極的に周知していく。また、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せを行い、介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センターと連携して、高齢者の自立を支援するサービスとして利用されるように取り組んでいく。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。また、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せを行い、介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センターと連携して、高齢者の自立を支援するサービスとして利用されるように取り組んでいく。	① 継続実施	
2	3	4	254	高齢介護課	介護予防ケアマネジメント事業	○	要支援の認定を受けた者やチェックリストに該当した事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する際に、地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施しケアプランを作成した場合に、掛かる費用について支払う。	45,594	-	-	-	-	ケアプランの質の向上を図ることを目的とし、まずは、居宅サービス計画書を念頭に置いた「ケアプランの基本的な考え方と書き方マニュアル」を作成し、その周知に努めた。	介護予防プラン作成マニュアルやケアプランの基本的な考え方と書き方マニュアル等を踏まえ、要支援認定を受けている利用者に合ったケアマネジメントが行われるよう介護支援専門員及び地域包括支援センターへの周知を行い、介護予防ケアマネジメントの適切な実施に努めていく。	① 継続実施	
2	4	1	225	高齢介護課	生活支援体制整備事業		高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービス(介護保険サービスに限定されない社会資源)を把握・発掘・開発し、支援体制を整備することを目的としている。合議機関としての「協議体」の設置と、実働者としての「コーディネーター」の配置により事業を行うこととされており、市全体の第1層、日常生活圏域・地域ごとの第2層にそれぞれ設置・配置して実施している。平成27年度から、市事業担当者を第1層コーディネーター、地域包括支援センターの社会福祉士を第2層コーディネーターとして位置付けてきたが、平成30年度から第2層コーディネーターを小田原市社会福祉協議会に変更したことにより、より地域に入り込むことができ、協議体としての地域に関する多くの話し合いが行われた。 また、多様な主体によるサービスに従事する担い手の育成のために、基準緩和型サービス従事者研修を実施している。	13,720	協議体会議開催回数(回)	250	208	83.2%	基準緩和型サービス従事者研修については、研修により多様な担い手を確保育成し、介護の人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手を確保育成し、介護の人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手が参入することにより、介護給付費の減少が見込まれることから実施している。	引き続き第2層コーディネーターを市社協に委託し実施した。地域に入り込んで活動した成果として、資源開発につながり、活動が開始された。協議体については、既存の活動を位置付けており、新たな費用等は発生していない。 地域資源の開発や課題の検討のため、市内企業に対するアンケートを市、包括センターと協働実施した。	これまでの活動を踏まえ、本市における生活支援コーディネーターの立ち位置を明確にし、周知するとともに、地域資源開発に当たっては、地域住民主体の居場所づくりが促進される取組を行う。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
3	2	1	245	高齢介護課	市指定事業者指導 監査事業	○	介護(介護予防)サービスを提供する事業所や施設に対し、計画的に実地指導及び集団指導を行うほか、介護サービス事業者の不正等が疑われる場合は監査を実施し、事実確認の上必要な是正勧告等を行うもの。市が事業所指定を行う地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所に対する指導は、市が単独で行い、県が事業所指定・登録を行う事業所や施設に対する指導は、県(小田原保健福祉事務所)と合同で行っている。 令和4年度については、全96サービスの指導を実施した。	0	-	-	-	-	職員人工を最小限で実施している。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施	
3	2	2	246	高齢介護課	介護サービス事業者支援事業		介護サービスの質の確保・向上を図るため、市内の全ての介護サービス事業者を対象とした連絡会議を開催し、高齢者施策等に係る情報提供等を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営のための環境形成を図る。 令和4年度は、過去2か年度同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者及び関係者の健康と安全を最優先に考慮し、会場招集型の会議によらず、メール配信による書面(資料配付)により周知を行った。	0	事業者連絡会議参加者数(人)	210	0	0.0%	介護サービス提供者である事業者に対する情報提供、制度内容等の周知徹底は、介護保険制度の円滑な運営と被保険者が適切な介護サービスを受容するために、保険者の責務として市が取り組むべき事業である。	令和元年度まで市内の全ての介護サービス事業者を一堂に集めて連絡会議を開催していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度から4年度は会場招集型の会議によらず、メール配信により制度内容等各種情報提供を行った。	介護保険制度を適切かつ円滑に運営するため、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施
3	2	4	247	高齢介護課	ケアマネジメント技術向上支援事業		介護給付適正化の取組の一環として、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員及び地域包括支援センター職員のケアマネジメント技術の向上を図るため、ケアプランを提出してもらい、委託業者が点検をする。また、ケアプランとサービス計画書の連動性を図るため、介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員、介護サービス事業所を対象に研修を行った。	3,080	ケアプラン点検数(件)	108	106	98.1%	介護サービス利用の要となる介護支援専門員の資質向上は、本市の介護保険全体の質の向上につながるものであり、介護保険の保険者である市が取り組むべき事業である。	介護支援専門員研修等を行っている専門業者へ委託することにより、効率的・効果的にケアプラン点検が行えた。	令和元年度に作成したケアプランに関するマニュアルを、ケアプラン点検から抽出された課題も勘案し、改訂していき、ケアマネジメントの質の向上を図る。	① 継続実施
3	2	5	248	高齢介護課	介護相談員派遣事業		介護サービスを提供する施設等に市に登録のある介護相談員(1人当たり月約5回)を派遣し、利用者からの相談等に対応することにより、利用者の不平や不満の解消を図りながら、苦情に至る事態を未然に防止するとともに、事業者のサービスの改善に結びつけることにより介護サービスの質の向上を図り、施設における高齢者虐待を早期に発見し、高齢者虐待の担当者や地域危機包括支援センター等と連携し迅速に対応することを目的とする。また、介護相談員の連携を深め、情報を共有するための連絡会議を年4回、介護相談員と派遣事業所との意見交換会を年1回開催する。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、派遣を休止していたが、令和5年2月から一部再開した。	126	事業所訪問回数(回)	390	35	9.0%	高齢者が安心して施設等で日常生活が送れるようにするため、介護相談員を施設等へ派遣する事業を保険者(市)として実施する必要がある。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染拡大防止のため、派遣を休止していたが、介護相談及び派遣受入施設に対して派遣に係る意向調査を実施し、可能な施設から派遣を再開した。	新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、派遣施設を増やしていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
3	2	6	251	高齢介護課	介護給付適正化事業		サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げるため、介護給付費通知を発送している。	1,262	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	介護給付の適正化を図るため、サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げることが目的とした事業である。	職員人工を最小限で実施している。給付費通知の発行を行うシステムの改修をし、別途作業を行っていた資格喪失者の通知発行を取り消す処理を通知を発行する処理と同時にできるようにし、事務軽減を図った(令和2年2月発送分より実施)。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施
3	2	7	250	高齢介護課	居宅介護支援事業者等事務費補助事業		介護保険サービスの住宅改修を行う場合、「住宅改修理由書」が必要となる。居宅介護(介護予防)サービスを利用していない要介護者及び要支援者からの依頼を受け、この理由書を作成する場合、作成に掛かる経費については介護保険から給付されないため、理由書を作成した介護支援専門員を雇用する居宅介護(介護予防)支援事業者に対して、その業務に対する費用の一部を助成する。	108	対象となる住宅改修理由書の作成件数(件)	78	54	69.2%	居宅介護サービスの利用のない要介護者等であっても、住宅改修を円滑に行うことができるよう市として支援することが求められており、他自治体同様、本市においても実施することが適当である。	職員人工を最小限で実施している。	国が定める実施要項に規定される事業のため、継続して実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
4	1	1	222	高齢介護課	地域包括支援センター運営事業		高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行なう中核機関として地域包括支援センターを設置・運営する。センターの主な業務(介護保険法に基づく「包括的支援事業」)は次のとおり。【総合相談支援業務】高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援を行う。【権利擁護業務】高齢者虐待の防止・早期発見や、消費者被害の防止のため、関係機関と連携して支援を行う。【包括的・継続的ケアマネジメント業務】適切なサービスが提供されるように、地域における関係機関等との連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援等を行う。【介護予防マネジメント業務】介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント。要介護状態を予防するため、心身の状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう必要な支援を行う。	268,046	相談件数(件)	8,680	12,181	140.3%	市は、介護保険法に基づき地域支援事業のうち包括的支援事業を実施することとされている。地域包括支援センターは当該事業を実施するための施設として設置されるものだが、その職員として条例で定める専門職の配置が必要であり、事業の効果的な実施のため、委託により行っている。市内12の日常生活圏域ごとにセンターを設置することで、高齢者やその家族にとって身近な総合相談窓口としての機能を担っており、極めて有効な事業である。	大規模な自然災害が発生した場合に地域の高齢者やその家族に対して安定的・継続的に支援を提供するため、業務継続計画(BCP)の策定を進めた。センターの機能強化を図るため、民生委員による外部評価を実施した。	介護業界の人材不足は地域包括支援センターにも及んでおり、職員体制の維持が困難なセンターがあり、地域づくり等に支障をきたす場合がある。事業の達成割合が140%となっていることから、センターの業務負担は増加しているため、センター運営に関する負担軽減やサポートを展開し、持続可能な運営体制を整備する。	①継続実施
4	2	2	223	高齢介護課	地域ケア会議開催事業		地域の保健・医療・介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携することができるような環境整備を行うとともに、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援するために、地域包括支援センターが主体となって、個別ケア会議と圏域ケア会議を開催する。個別ケア会議では支援が必要な高齢者等の個別課題の解決と個別事例からの地域課題を明らかにする。圏域ケア会議では地域や医療・介護に関わる関係者等のネットワークの構築や個別ケア会議から明らかになった地域課題の共有を通じて、課題解決に向け協議し、地域の実情に応じた支援体制づくりを進める。また、各圏域ケア会議での課題を集約し、市は全体会議となる、おだわら地域包括ケア推進会議を開催する。令和4年度は、前年度の会議で挙がった「介護・医療専門職以外の市民の高齢者に関する課題感や取組が把握できていない」という課題を踏まえて実施した企業向けのヒアリング調査の結果を報告し、認知症や独居の高齢者を地域全体で支えていくための取組の方向性について議論が行われた。また、介護予防・重度化防止の視点から、市が主体となって多職種でケアプラン	3,501	開催件数(回)	126	88	69.8%	地域課題の抽出や課題の共有、解決に向けた議論を地域で行うことで、市の施策への反映ができることから、協議の場を設定することは市の業務である。	ねりんピック開催や新型コロナウイルス感染症の関係で全体の開催数は減っているが、圏域ケア会議の開催件数が回復傾向にあり、地域課題の共有や関係構築が進められた。WEB会議を活用することで、これまで出席することが難しかった方にも参加していただけるようになる等、会議の多様化が進んでいる。	地域包括支援センターごとに開催回数にばらつきがあり、目標の回数に届いていないため、市の地区担当者からの積極的な働きかけや会議テーマの協議等の後方支援を進める。医療職はもとより、法律専門職の参加が少ないことから、関係団体との連携を深め参加者層が厚くなるようバックアップする。	①継続実施
4	3	2	224	高齢介護課	在宅医療・介護連携事業		2025年に団塊の世代が後期高齢者になり、介護需要が大幅に増加することが見込まれることから、それを見据え体制整備が必要となってくるため、地域における医療・介護の関係機関が連携及び人材の養成と確保に向けた支援をすることで、包括的な在宅医療・介護の提供ができるように在宅医療の仕組みづくりを行う。また、高齢化の進展により在宅医療の重要性が高まる中、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるようにするため、行政が中心となり、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的な在宅医療・介護体制を整えるための準備を進める。具体的には医療・介護に係る多職種による共同研修を開催し、講義により知識を深めるとともに、参加者によるグループワークを通して意見交換・協議を行った。また、医療・介護の専門職と行政が一同に会する検討会では、医療・介護連携が求められる4つの場面の中から「入退院支援」について検討を行った。※4つの場面:「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取	18,865	研修会参加数(人)	360	305	84.7%	地域包括ケアシステムの構築は、市全域のものであり、今後の医療・介護事業にとっても重要となるため、行政が中心と行っていく必要がある。医療、福祉、介護事業者等の多くの参加者があり、連携体制構築に向けたきつかけ作りとなっている。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ZoomによるWeb研修方式を導入して以降、Zoom参加上限人数(目標値:90名×4回)の8割を超える申し込みがあった。また、テーマをタイムリーかつ参加者からの希望が多い内容とすることで、有効な情報共有や、医療介護連携体制について検討することができた。さらに、参加者の中からファンリターや書記を募ることで、より参加型の研修を目指した。検討会は入院病床を抱える市内11医療機関へ照会を行い、入退院支援の現状・課題を収集し、支援者間での良い連携方法について協議し	引き続き多職種協働研修を通して各専門職の役割の理解及び共有を図るとともに、各職種がチーム連携が取れるよう、研修で学んだことを実践に生かす。また、検討会は看取りをテーマに協議し、協議結果はその他事業(多職種共同研修・終活講座)へ展開させてすることで、在宅医療・介護連携事業の一体的な実施を目指す。	①継続実施
4	4	1	226	高齢介護課	認知症サポーター養成事業		一般市民、介護関係従事者や市内の民間企業に勤務する者に対して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を普及するとともに、認知症サポーター養成講座を終了した者や認知症に関する基礎的な知識を有する者に対するフォロー研修を年2回開催する。	107	受講者数(人)	1,400	449	32.1%	国の認知施策推進大綱に位置付けられている。市内15か所以上の公共施設等を中心に事業を開催することで、地域住民が身近な場所で知識が得られるよう考慮している。	当事業の講師は、無償ボランティアで構成されており、今後も無償ボランティアで行う予定である。	高齢者の生活に身近な企業へ積極的に働きかけるほか、聴覚障がい者、外国人向けのツール作りを検討する。また、学校関係に働き掛け、若い世代の対象者に認知症に関する正しい知識の普及を図る。	①継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
4	4	2	227	高齢介護課	認知症地域支援推進事業		認知症地域支援員により、地域における認知症の実態把握や認知症ケアパスを作成し、認知症の人を支えるネットワークを形成する。	20	認知症地域支援推進員数(人)	2	2	100.0%	認知症の方が地域で安心して生活できるためには、医療と介護の連携や家族支援、地域における理解醸成が必要であるとともに、地域の身近な支援は、医療・介護等の連携役として市町村に設置する者であり、市の取り組むべき事業である。	事業費、職員の人件費とも最小限の経費で実施している。認知症ケアパスを作成し、医療機関や介護事業所へ配布するとともに、地域の身近な支援者である民生委員や地域のサロン等で配布し、認知症への正しい理解と対応について普及啓発を図った。認知症カフェ運営費補助金を6件助成した。	引き続き、認知症ケアパスの普及啓発を行うとともに、認知症カフェを運営する者へ運営費を補助し、認知症カフェの立ち上げや継続的な運営支援を行うなど、認知症の方が安心して生活できるような共生社会づくりに向けて取り組む。	① 継続実施
4	4	3	228	高齢介護課	認知症初期集中支援事業		認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、認知症の人やその家族に対して、地域包括支援センターの医療職及び福祉職並びに専門医が訪問等を行い、早期診断・早期対応できるよう支援体制を構築する。	100	ケアマネジメント件数(件)	5	5	100.0%	国の認知症施策推進大綱に位置付けがあり、市町村が具体的な計画を定め進めていくこととされているため、市の取り組むべき事業である。	本市では、認知症初期集中支援のチーム員を地域包括支援センターに置いている。地域包括支援センター職員を認知症初期集中支援のチーム員とすることで、認知症の相談窓口を一本化することができ、早期の対応が可能となっている。また、認知症地域支援推進員が事例提出をする包括のアセスメントに同行する、かかりつけ医への連絡票を作成するなど、運用の見直しを図っている。	引き続き、チーム員が相談しやすい体制の構築に向けて検討を行うとともに、かかりつけ医との連絡票を用い、医療機関とチーム員の連携を図る。	① 継続実施
4	4	5	229	高齢介護課	高齢者成年後見制度利用支援事業		認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって後見人等が契約行為や財産管理ができるよう、市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行う。申立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。	5,304	成年後見人等報酬助成件数(件)	25	24	96.0%		審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成については、現状を的確に把握し、事業費を計上している。令和2年度から、適時市長申立ての要請があったケースに対し、利用調整会議を3課(福祉政策課、障がい福祉課、高齢介護課)で行い、組織で市長申立ての決定判断を行うことができ、適正な運用を実施した。	市長申立て案件以外でも申立費用や報酬の助成が行えるように検討を進めていく。中核機関や他課と協議しつつ制度の利用促進を図る。	② 見直し・改善
4	5	1	230	高齢介護課	家族介護教室開催事業		在宅で介護されている家族を対象に、基礎的な介護に関する知識や技術を学ぶための教室を開催する。また同じ立場にある家族同士日頃介護に関して抱えている悩みや思いを打ち明け合うことが出来る会を開催する。	81	参加延べ人数(人)	720	418	58.1%	高齢者が安心して地域で暮らすためにも、市が介護する家族を支援することは必要である。参加した家族からは一定の評価を得られている。	認知症の基礎知識や対応例、高齢者の自立度に大きな影響を与える口腔ケアと服薬管理の講座等を行い、正しい知識の習得を図った。また、介護者の精神的負担を軽減する講座を実施した。Web会議システムを活用し、来所することができない介護者でも参加できるようにした。	今後ますます家族介護者の増加も見込まれるなか家族介護者の身体的及び精神的負担の軽減のために、事業を継続していく必要がある。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	
															方向性①	方向性②
4	5	2	231	高齢介護課	家族介護用品支給事業		小田原市内に住所を有し、かつ介護保険法の規定による要介護認定において、要介護、5、4又は3と認定されている住民税非課税の者を介護している家族の経済的負担を軽減するため、介護用品として紙おむつ等を給付する。要介護3と認定されている者は、認定調査の結果おむつが必要と認められる者が対象。 在宅でねたきりや重度認知症の高齢者を介護している家族に対し、介護保険の給付対象外となっている介護用品を支給することによって、家族の経済的な負担の軽減を図る。	3,497	支給延べ 人数(人)	505	457	90.5%	介護保険法に基づき、地域の実情に応じて、市町村の判断で任意に実施できる事業であり、在宅の要介護者を介護している家族に対し必要な介護用品を支給し、経済的負担を軽減することは、在宅介護の支援という観点からも市の関与の必要性は高い。	支給要件が変更になったことに伴い、対象者抽出方法を改善した(介護サービスの利用実績を反映させることで支給対象者をより絞って抽出することができた)。その結果、役務費を削減することができた。委託業者と調整し、受給者が円滑に商品を受け取ることができるよう整備した。ホームページにて製品情報の詳細を掲載し、製品を選択しやすくなるよう改善した。	本事業は、在宅で要介護者を介護する家族の経済的負担を軽減するものであり、今後は支給方法等の見直しを図り、家族に対する支援方法を検討していく。	② 見直し・改善
4	5	3	232	高齢介護課	認知症等高齢者SOSネットワーク事業		徘徊のおそれのある認知症高齢者等の情報を事前に登録しておき、行方が分からなくなった場合、警察の捜索と並行して関係機関に協力を依頼し、行方不明者を少しでも早く発見・保護し、家族の元に帰れるよう支援する。	0	新規登録 者数(人)	100	34	34.0%	捜索時間短縮のため、事前登録制としている。情報の管理や、迅速な捜索のための全国規模のネットワークには、警察及び市町村の実施が有効である。	行方不明時に全国の市町村に捜索依頼をする仕組みを作ることで、早期の発見・保護につながっている。 令和4年度は警察に捜索依頼が入った際の市と警察の情報連携スキームを共有し、更なる早期発見に向けた対応策として登録者への反射板シールの配布も検討したが、予算上の都合により、見送ることとした。	認知症関連イベントや講座などを活用し、制度の周知を図る。	① 継続実施
4	6	1	233	高齢介護課	食の自立支援事業		在宅の高齢者に対し、食事を定期的に宅配することにより栄養状態の改善及び安否確認を行うことを目的とし、事業委託により配食サービスを提供している。(介護予防・日常生活支援サービス事業、任意事業)	7,549	配食実人数(人)	100	57	57.0%	栄養状態の改善を必要とする高齢者に対し、安否確認を兼ねて食事を配達することは、高齢者が健康で自立した食生活を送るための支援として、市が取り組むべき事業である。	事業者への委託によりコストの低減を図っている。配食事業費の一部は、利用者にも自己負担してもらっている。(1食あたり500円)	高齢者の栄養改善・見守りのため、引き続き事業を実施していく。	① 継続実施
4	6	2	234	高齢介護課	高齢者救急要請カード配付事業		救急活動の円滑化を図るため、在宅で生活している概ね75歳以上の高齢者に対しあらかじめ持病やかかりつけ医などの緊急時に必要な情報を記載するための「救急要請カード」を配布する。 また、地区民生委員の戸別訪問等により救急要請カードを配布することで、担当地区の高齢者の状況把握を行うことができ、見守り体制の強化を図る。	166	新規対象者 配付率(%)	96.0	96.3	100.3%	高齢者が安心して日常生活を送れるよう、高齢者の見守り体制を強化することは、市の取り組むべき事業である。	救急要請カードの配布を民生委員による戸別訪問時に行ってもらうなどして、事業費の最小化を図っている。	救急要請カードの様式の変更や、配布方法について、小田原市民生委員・児童委員協議会と調整していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針	施策	事業No.	NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
4	6	3	235	高齢介護課	独居老人等緊急通報システム事業		高齢者が、在宅で日常生活を安心して送ることができるようにするため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた方で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯の方からの要望に応じ、緊急通報システムを設置し、緊急事態が発生し救助を要請したときに簡単な操作で警備保障会社に通報するシステムのサービスを提供する。	257	設置台数(台)	15	10	66.7%	ひとり暮らしの要介護状態にある高齢者等が安心して日常生活を送るとともに、在宅で生活ができる環境を整えることは、市の取り組むべき事業である。	事業費はシステムに係る経費のみであり、職員人工も最小限で実施している。	平成22年度に事業対象者を見直していることから、当分の間は現状を維持する。	① 継続実施
4	6	4	236	高齢介護課	福祉タクシー利用助成事業		在宅の介護を要する高齢者等の通院及び日常生活の利便に供するため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者に対し、通院等にタクシーを利用した場合に初乗り運賃相当分を助成する。	2,159	利用台数(台)	2,600	3,215	123.7%	在宅の介護を要する高齢者等の交通手段を確保し社会活動の範囲を広めるとともに、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることは、市の取り組むべき事業である。	職員人工を最小限で実施している。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に利用した場合に利用券を追加交付することとした。	利用券の交付など、実施方法に問題はない。事業の周知などに努めていく。	① 継続実施
4	7	1	237	高齢介護課	高齢者虐待防止ネットワーク事業	○	令和3年度同様オンラインにて施設従事者向けに身体拘束廃止に向けた研修を実施した。しかしネットワーク会議についてはコロナ渦ということもあり、未実施となった。	30	-	-	-	-	事業費、職員の人件費とも最小限の経費で実施しており、これ以上の削減は難しい。また、高齢者虐待への対応等については、高齢者虐待防止法に基づき国及び地方公共団体が必要な支援や措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、民間等への委託はなじまない。	研修会に関しては、より介護職員の現場の状況に即した内容を検討し、ストレス軽減につながる研修を実施する。高齢者虐待防止ネットワーク会議に関しては、感染症予防対策を徹底し、対面開催ができるよう調整する。	① 継続実施	
4	7	2	238	高齢介護課	老人ホーム入所等措置事業	○	①老人福祉法第11条第1項第1号の規定に基づき、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ②老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が、虐待等のやむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに、その者について特別養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ③老人福祉法第10条の4の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害がある者が、虐待等の「やむを得ない事由」により介護保険法に規定する在宅サービスを利用することが著しく困難であると認めるときに、その者について要介護認定と同一の手続きを実施し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける。	3,864	-	-	-	-	本事業概要に該当する高齢者に対し、措置により高齢者施設に入所させることにより当該高齢者の身体・生命の保護及び安定した生活の保持を図った。	引き続き、適切に事業を実施する。	① 継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針 施策 事業 No.

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
191	福祉政策課	重層的支援体制整備事業		地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法などに基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援等を一体的に推進する。令和4年度は、「福祉まるごと相談」として多機関協働事業に取り組んだほか、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う「地域福祉相談支援」の支援員を1人増員し3人体制とした。	30,393	多機関連携による支援件数(支援会議又は重層的支援会議で扱った事例数に限る。)(件)	5	1	20.0%	従来の分野別の制度では想定していなかった制度の狭間、複雑・複合ケースに対し、生活課題の本質を捉えた支援をするため、福祉行政においては、包括的な支援を実現することが求められている。本事業は、その包括的支援を実現するための一手段である。	重層的支援体制整備事業の多機関協働事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援は関係性の深い事業であるため、連携した支援が円滑に行えるよう「福祉まるごと相談」と「地域福祉相談支援」として、同一法人に委託して実施している。	庁内関係課及び関係支援機関の連携した支援が行えるよう、重層的支援体制整備事業の枠組みのもと、包括的な支援体制を整える。	② 見直し・改善
192	福祉政策課	成年後見制度利用促進事業	○	権利擁護支援を目的に、成年後見制度の利用の促進に関する法律等に基づき、成年後見制度に関する中核機関として「おだわら成年後見支援センター」を設置し、制度に関する相談や普及啓発、市民後見人の養成講座を実施するほか、小田原市成年後見制度利用審議会を運営する。令和4年度は、10月に「おだわら成年後見支援センター」を開設し、相談業務を開始したほか、成年後見制度に関する講演会や市民後見人の養成研修(第1期生の実践研修・実務実習、第2期生の基礎研修)を実施した。また、小田原市成年後見制度利用促進審議会を2回開催して、本市の取組の現状報告等を行った。	11,776	-	-	-	-	/	中核機関の運営は、法人後見などの権利擁護事業を実施している小田原市社会福祉協議会へ委託して実施している。	高齢化社会の進展により、今後成年後見制度の利用を必要とする方の増加が見込まれることから、制度の普及啓発に努める。	① 継続実施
194	福祉政策課	民生委員児童委員事業		地域福祉のキーステーションである民生委員・児童委員の活動に対する積極的な支援を通じて地域福祉基盤の充実を図る。	49,193	民生委員・児童委員の相談支援件数(件)	5,000	5,041	100.8%	民生委員・児童委員活動が充実することで地域福祉の向上が図られるが、民生委員・児童委員が地域で十分に活動していくためには市との連携協力が必要である。	民生委員・児童委員の活動経費は、行政が一定程度負担する必要がある。また、継続して専属の担当職員を配置し、円滑な協議会運営に努めた。	引き続き実施する。	① 継続実施
195	福祉政策課	市社会福祉協議会補助事業		市社会福祉協議会の運営費(人件費)及び地域福祉推進事業費に対する助成事業。	92,710	補助金額(千円)	94,784	92,710	97.8%	社会福祉協議会の事業として、地区社会福祉協議会の活動の充実を図り、高齢者等の見守りなど「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた取組を行っている。市内全域に活動を展開する上で、必要不可欠な組織である。	地区社会福祉協議会の担当者のみならず、地域の方と協力し、現在の事業を実施することができている。市の福祉部門、市民部門との十分な連携を図り、市の施策の推進の一翼を担っている。	社会福祉協議会が地域に根ざした地域福祉の中核組織となり、また、地域共生社会の実現に向けた地域福祉に必要な事業の実施を適切に行うことができるよう、効果的、効率的な助成を随時検討していく必要がある。	② 見直し・改善

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針 施策 事業 No.

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
196	福祉政策課	地域共生社会推進事業		高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要とする方々を市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みづくりに向けて、市内各地区を対象に各種事業を実施する。 コロナ禍において、生活に困窮する家庭への食糧支援が安定的に行われるよう、フードバンク活動団体を支援する。	3,601	生活応援隊事業及び担い手育成事業の実施地区数(地区)	9	9	100.0%	地域福祉活動の支援や新たな仕組みづくりのためには、行政も協働して取り組む必要がある。	地域の取組に対し、事業が適正に実施されるよう地域へ出向き、サロン等地域での活動状況の把握をするほか、会議等へ出席し必要に応じて助言等を行った。また、本事業の実施が将来的には、地域コミュニティ組織での取組に取り込めるよう、関係課と連携を密に図った。また、フードバンク事業等への補助を実施し、生活困窮者への支援につなげた。	現在、実施されている地域の取組が継続されていくよう、必要に応じ関与していくとともに、新規事業を実施する地区を支援していく。	① 継続実施
200	福祉政策課	生活困窮者自立支援事業	○	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援を行う。 令和4年度は、自立相談支援、住居確保給付金の支給のほか、引き続き、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援の各任意事業を実施した。 また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を行った。	92,899	-	-	-	-	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関を直営で運営することにより、他機関(他課)との連携が迅速かつ円滑に行うことができている。	令和5年度から自立相談支援については、重層的支援体制整備事業の一部として一体的に支援を行う。また、複雑化する相談に対応するため、社会福祉士や保健師といった専門職の配置に努める。	① 継続実施	
239	高齢介護課	高齢者福祉介護計画推進事業	○	おだわら高齢者福祉介護計画に定めるべき事項を検討するため、有識者や市民により構成する計画策定検討委員会を設置・運営する。	263	-	-	-	-	事業予算は必要最低限の報償費である。	第8期おだわら高齢者福祉介護計画の評価を行う。 令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期おだわら高齢者福祉介護計画の策定作業を行う。	① 継続実施	
240	高齢介護課	介護保険施設等整備補助事業		介護保険施設の計画的な整備を推進するため、事業者の財政負担の軽減を図ること及び日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムの推進を図ることを目的に、3年ごとに市町村が策定することとされている介護保険事業計画の中の施設整備計画に基づき整備される介護保険施設等の事業主体に対し、施設整備費、開設準備経費等の一部を補助する。 第8期計画の2年目である令和4年度は「介護医療院 50床(1か所)」、「認知症高齢者グループホーム 18床」について整備費補助金を支出したほか、計画に基づかない非常用自家発電設備整備に係る補助金(3件)、地域包括支援センターの整備に係る補助金1件を支出した。 また、「小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所 1か所」の整備事業者の公募選定を実施した。	59,664	指標設定が適さない事業であるため、対象外	-	-	-	国庫補助金を主たる財源としており、他自治体を実施する中で本市が実施しない場合、本市域における介護保険施設等の整備が滞る可能性がある。 施設整備を着実に進めるため、施設整備費に対する補助は必要と考える。	認知症高齢者グループホーム1か所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所が令和5年度中に開設予定。	① 継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本 方針	施策	事業 No.	NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
									指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
			241	高齢介護課	介護保険事業運営事業	○	高齢化の進展により増加の一途をたどる第1号被保険者数、要介護認定者数、サービス利用者数等に係る事務を適正かつ効率的に処理し、また概ね3年ごとに行われる介護保険制度改正に適切に対応して、制度を安定的に運営する。また、介護保険料の賦課・徴収に係る事務を適正に執行する。	325,337	-	-	-	-			必要となる職員数及び専門職を適正に配置するとともに、法改正等に伴う事務処理システムの改修により効率的かつ適正に事務を執行する。	① 継続実施
			242	高齢介護課	要介護認定事業	○	要介護等認定申請がされた場合、訪問調査(市訪問調査員又は委託)を行うとともに、主治医意見書を取り寄せる。その後、介護認定審査会を開催し、要介護等の判定を実施する。 要介護認定の有効期間は、新規申請及び区分変更申請の場合は、原則、申請日から6か月間、更新申請の場合は、原則、認定期間満了日の翌日から1年間である。	108,657	-	-	-	-			介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	② 見直し・改善
			243	高齢介護課	介護保険給付事業	○	介護保険サービスを高齢者に適切に提供するために、被保険者又は介護保険事業者に対し、介護報酬の算定基準に基づき、サービス費用の9割、8割又は7割、高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費(サービス利用等に伴う自己負担が上限額を超えた分)、特定施設入所者介護等サービス費(介護保険施設等の食費・居住等について負担限度額を超えた分)の給付を行う。また、事業者からの保険請求に対する審査・支払いについて国民健康保険団体連合会に手数料の支出を行う。	15,618,971	-	-	-	-	住宅改修費及び福祉用具購入費について受領委任払いを行い、被保険者の負担を軽減している。	介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施	
			255	高齢介護課	介護保険事業特別会計への繰り出し	○	介護保険法に基づき一般会計から介護保険事業特別会計へ繰り出す。	2,583,795	-	-	-	-			介護保険制度に従い、当該事業は継続して実施していく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本
方針

施策

事業
No.

NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 目的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
285	健康づくり課	健康相談事業	○	市民の健康保持・増進を図るために、心身の健康に関する個別相談を実施し、生活改善など必要な助言・指導を行う。定期的な相談のほか、身近な地域の公民館等での出張相談や電話での相談を実施する。	118	-	-	-	-		回覧及び市の広報で周知しているが、開催場所によって参加人数に差がある。そのため、年度途中から地域包括支援センターにも周知をすることでより多くの市民に参加してもらうように工夫した。また、測定する機会の少ない血管年齢測定を年度途中から取り入れることで、参加意欲の増加につなげた。	地域包括支援センターへの周知及び血管年齢測定項目の追加については年度当初から実施する。	① 継続実施
289	健康づくり課	健康情報システム管理運用事業	○	健康診査やがん検診、予防接種等の受診者の情報を経年的に管理する健康情報システムを、法改正等により必要に応じて改修し、総合的な保健指導に資する。	5,387	-	-	-	-		個人の健康に関する情報が一元化され、経年管理できるとで、健康づくりのための保健指導等に役立てることができている。	継続実施	① 継続実施
291	健康づくり課	感染症予防事業	○	・新型コロナウイルス感染症に対する感染対策として、予防接種法に基づく特例臨時接種として市民へ新型コロナウイルスワクチン接種を実施するとともに、感染予防に関する情報発信を行った。 ・感染予防対策として、防護服や消毒液等の備蓄を行うとともに、庁内各所属へ手指消毒液の配布を行った。	2,364,732	-	-	-	-		新型コロナワクチン接種推進のため、接種しやすい環境づくりとして、買い物ついでに接種をしていただけるよう新たに大型商業施設での集団接種を実施した。また、これまで集団接種は午前中から夕方までの時間帯のみで実施していたが、仕事帰りや学校帰りに接種をしていただけのように新たに夜間帯の集団接種を実施した。	引き続き、令和5年度も新型コロナウイルス感染症に対する感染対策として、新型コロナワクチン接種を実施するとともに、感染予防に関する情報発信を行う。また、感染予防対策として、防護服や消毒液等の備蓄を行うとともに、庁内各所属へ手指消毒液の配布も継続実施する。	① 継続実施
292	健康づくり課	予防接種事業	○	乳幼児等や高齢者に対する予防接種を実施する。感染性の疾病を予防することにより、社会の維持及び市民の生命の保護・健康の維持を目的とする。医師会等と委託契約し予防接種の実施環境を整えるとともに、対象者に接種勧奨等を行った。乳幼児予防接種の償還払制度を実施した。	507,421	-	-	-	-		すべての定期予防接種が医療機関での個別接種になっており、市では適切な接種と請求がされているかの確認を行っている。	予防接種は社会の維持及び市民の生命・健康を守るために必須である。国では、定期予防接種の対象疾病の拡大が随時検討されるため、動向を注視し、適宜、事業の拡大や適切な周知を行っていく。	① 継続実施

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本方針

施策

事業No.

NO	所属(旧名)	事務事業名	業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
						指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
293	健康づくり課	健康増進計画推進事業		<p>小田原市健康増進計画の目標である健康寿命の延伸を目指し、市民の健康や疾病の状況を把握し適切な保健事業を展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、「健康増進計画推進委員会」を開催し、これまで計画推進について評価を行うとともに「第2期小田原市健康増進計画」を策定した。また、健康増進拠点を検討していくに当たり、推進委員会に部会を設けて意見交換を行った。 小田原園科医師会等と実施している「おくちのけんこうフェスティバル」は、講演会という形で実施をした。 脳血管疾患予防や栄養摂取課題の対策のために、適塩メニューや健康メニューの提供を行う地元飲食店や食塩相当量を表示した「健康おだわらい塩梅(あんべえ)MAP」についても小田原食品衛生協会に委託して作成したところであるが、令和4年度はマップの名称を「野菜たっぷり・減塩・食べきり おだわら食べ歩きグルメマップ」と変更し、手に取りやすいマップとして発行した。 令和4年度は、令和3年度から取り組んでいる「食事」と「運動」について引き続き事業を進めている。「食事」については、コンビニエンスストアに「野菜プラス1皿」のPOPを掲示し、食生活改善のヒントを載せたチラシの掲示や配架を行った。スーパーマーケットでは同様のPOPやチラシの掲示を行うとともに、「野菜たっぷり(ひそかに減塩)弁当」を販売も引き続き実施した。「運動」についても令和3年度に引き続き健康ポイントアプリを活用したウォーキングイベント「10万歩14Days」を開催した。 令和3年度までの実証実験として行っていた健康ポイントアプリを活用した「小田原市健康ポイント事業」を令和4年度から本稼働し、インセンティブ等を強化し事業を実施した。 	400					市民の健康寿命を延伸するために、様々な統計等から市の健康課題を抽出し検討した市の健康づくり計画であり、市が策定し進行管理をしていくべきものである。	計画策定における推進委員の見直しを図り「小田原市健康増進計画推進委員会」を発足し、健康寿命の延伸に向け、市民や関係団体と協議することができた。 計画策定の方法として、新たに「ロジックモデル」を活用し、事業の成果を上げるために必要な要素を図式化し内容の検討を行った。	令和5年度から「第2期小田原市健康増進計画」が開始するものであるため、策定した計画を基に事業を推進していく。 第2期では、今まで重点施策として事業を行っていた「脳血管疾患予防プロジェクト」について、脳血管疾患予防だけでなく、心疾患予防も加え、その二つの原因の一つである高血圧を予防する施策として事業を推進していくものである。 また、新たに「市民の健康増進の環境づくり」の項目を追加し、地域や企業との連携を意識するとともに、健康増進拠点の整備について調査・検討を進めていく。 計画がより効率的・効果的に推進できるよう事業の実施状況等を把握する。	① 継続実施
298	健康づくり課	地域自殺対策強化事業		<p>平成31年3月に策定した「小田原市自殺対策計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現を目指す」ため、関係機関や団体との連携を図りながら、全庁的・総合的に自殺対策を推進する。 普及啓発活動としては、市役所本庁舎でのパネル展示やブックキャンペーンを実施した。自殺対策講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送った。 また、自殺対策を支える人材の育成の一環として、ゲートキーパー養成研修の実施や、困ったときに助けを求められるよう、児童のSOSの出し方に関する教育を実施した</p>	190					市民向けに自殺対策の動画を3本作成し、公開した。	自殺対策の普及啓発やゲートキーパー養成研修、児童のSOSの出し方に関する教育等を継続する。令和5年度から全小学校6年生を対象に拡大実施する。	① 継続実施	
300	健康づくり課	データヘルス計画事業		<p>平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、レセプト(診療報酬明細書)等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」となっており、本市では平成28年度に「第1期データヘルス計画」を策定した。 平成30年4月には、「第2期データヘルス計画～第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画～」を策定した。 健診結果やレセプトデータを使用し、生活習慣病重症化予防事業と受診行動適正化事業の対象者を抽出し、個別の通知で通院を促した。</p>	10,451					特定健診・特定保健指導事業と同様、医療費の適正化は10年、20年といった中長期のスパンで図られていくものと考えている。 特定健診の結果やレセプトデータを用いて、効果的な受診勧奨が実施できるよう努めた。	前年度事業の効果測定を実施し、改善点を把握するとともに、効果的な受診勧奨ができるよう努める。令和2年度での第2期データヘルス計画の中間評価を考慮するとともに、令和4年度の効果測定結果を踏まえ、実態に即した計画となるよう見直しを行うとともに、次期計画策定に向けた作業を行う。	① 継続実施	
301	健康づくり課	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業		<p>加入する医療保険制度における保健事業の継続性や介護予防に着目した疾病予防の取組の必要性から、法の改正があり、市町村が主体的となつて高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することとなった。 (1)ハイリスクアプローチ(健康相談) 健診受診者のうち、異常値を指摘されているが、受診行動等のない高血圧、脂質異常症などの疾患が重症化するリスクの高い者に、健康相談の場を案内し、受診勧奨等の保健指導を行う。 (2)ポピュレーションアプローチ 健診結果から動脈硬化等のリスクが高いが受診歴のない人に、介護予防事業への参加を案内し、健康教育や健康相談をプログラムの一つとして実施する。 初年度になるため、検査値の変化等評価については、今後実施予定。</p>	133	(1)ハイリスクアプローチ:電話及び面談で健康相談を行った人数 (2)ポピュレーションアプローチ:通いの場で健康相談及び健康教育を行った数				本市の高齢者の特徴として、腹囲の有所見率が国や県と比較して高い状況である。さらに、腹囲の有所見者ほど、血圧値、血糖値が高く、eGFRが低い(腎機能低下)。本課として、生活習慣病のリスクが高い対象者を健康相談へ呼び、対面で丁寧に保健指導していくことで重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながるかと考えられる。併せて、通いの場で広く普及啓発していくことで一次予防としての側面も果たすことが	介護予防事業と連携して実施し、事業の運動性等を考慮した。 参加者の状況等見ながら、参加しなかった対象者への対応も考慮しながら継続して実施する。	① 継続実施	

事務事業評価(令和4年度実施事業分)

基本 方針	施策 事業 No.	NO	所属 (旧名)	事務事業名	業務的 事業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R4 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り		今後の方向性	
								指標(単位)	R4 目標	R4 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性①
		313	健康づくり課	地域医療連携推進事業		県西部地区保健医療福祉推進会議が3回開催され、これに参画し、県西部地区における保健・医療・福祉に関する協議を実施した。	0	推進会議への参加回数(回)	3	3	100.0%	県西部地区保健医療福祉推進会議の運営は神奈川県が行っており、小田原市は委員として会議に参加している。		継続実施	① 継続実施

小田原市の介護予防事業体系図

